

インターネット上の誹謗中傷をめぐる
法的問題に関する有識者検討会

取りまとめ

令和 4 年 5 月

公益社団法人 商事法務研究会

インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会
取りまとめ

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	本検討会の開催状況	3
第 3	インターネット上の誹謗中傷の投稿等をめぐる法的諸問題の考え方 ..	4
1	インターネット上の投稿等の削除の判断基準	4
(1)	インターネット上の投稿等の削除の法的根拠に関する諸問題	4
ア	削除請求の法的根拠	4
イ	人格的利益に基づく差止請求権の成否	5
ウ	損害賠償と差止めの要件の異同	5
(2)	インターネット上の投稿等の削除の判断基準	6
ア	インターネット上の投稿等の削除に関する最高裁判例	6
(ア)	裁判例の状況	6
(イ)	検索事業者の提供する検索結果以外の情報の削除にも平成 29 年判例の判断基準が適用されるか	7
(ウ)	平成 29 年判例に関するその他の論点	9
a	「明らか」要件の解釈	9
b	平成 29 年判例の判断基準は本案訴訟の場合にも適用されるか	10
イ	違法性及び差止請求の判断基準ないし判断方法	10
(ア)	名誉権	10
a	意義	10
b	不法行為法上の違法の判断基準	10
c	削除に係る差止請求権の判断基準	11
(a)	基本的な考え方	11
(b)	違法性阻却事由に関する立証責任の所在	13
(c)	相当性の法理	14
(イ)	名誉感情	19
a	名誉感情の意義等	19
(a)	意義	19
(b)	名誉毀損との区別	20
b	不法行為法上の違法の判断基準	21
c	削除に係る差止請求権の判断基準	23

(㉞) プライバシー	25
a 意義	25
b 不法行為法上の違法の判断基準	27
c 削除に係る差止請求権の判断基準	27
d 具体的な判断の在り方	27
(a) 表現の自由の考慮	27
(b) 公共性の有無	27
(c) 前科・前歴に関する事実	27
(㉟) 私生活の平穏（平穏な生活を営む権利）	33
a 意義等	33
(a) 意義	33
(b) 私生活の平穏が機能する場面	34
b 不法行為法上の違法の判断基準	35
c 削除に係る差止請求権の判断基準	35
(㊱) 肖像権	35
a 意義	35
b 不法行為法上の違法の判断基準	36
c 削除に係る差止請求権の判断基準	38
d 肖像権に関するその他の論点	38
(㊲) 氏名権	40
a 意義	40
b 不法行為法上の違法の判断基準	41
c 削除に係る差止請求権の判断基準	41
d なりすまし行為との関係	41
(㊳) その他の人格権又は人格的利益	41
2 SNS等における「なりすまし」	42
(1) 問題の所在	42
(2) 基本的な考え方	42
(3) なりすまし投稿による人格権の侵害(名誉権、名誉感情、プライバシー、私生活の平穏)	43
(4) なりすまし手段による人格権の侵害（肖像権、氏名権）	44
(5) いわゆる「アイデンティティ権」について	45
3 インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題	47
(1) 対象者の同定や摘示された事実の認定に関し、どの範囲の情報を考慮することができるか	47
ア 問題の所在	47

イ	対象者の同定及び摘示事実の認定に関する基本的な考え方	47
ウ	具体的な考え方	48
(2)	まとめサイトをめぐる諸問題	50
ア	問題の所在	50
イ	基本的な考え方	50
ウ	権利侵害の有無の判断	50
(3)	転載、リツイート、ハイパーリンク等による権利侵害	51
ア	問題の所在	51
イ	検討の視点	51
ウ	転載	52
	(ア) 転載の性質	52
	(イ) 権利侵害の判断の在り方	53
	a 名誉毀損の場合	53
	b プライバシー侵害の場合	53
エ	リツイート、いいね	53
	(ア) リツイート、いいねの性質	53
	a リツイート	53
	b いいね	54
	(イ) 権利侵害の判断の在り方	54
	a リツイート	55
	(a) 名誉毀損の場合	55
	(b) プライバシー侵害の場合	55
	b 「いいね」について	55
	(a) Facebookの「いいね！」	55
	(b) Twitterの「いいね」	56
オ	ハイパーリンクの設定による権利侵害	56
	(ア) ハイパーリンクの性質	56
	(イ) 権利侵害の判断の在り方	57
	a 名誉毀損の場合	57
	b プライバシー侵害の場合	58
(4)	基礎となる事実が明示されていない意見ないし論評の表明	58
ア	問題の所在	58
イ	意見ないし論評の表明による名誉毀損が認められるか	59
ウ	基礎事実を欠く意見ないし論評の表明による名誉毀損の成立要件及び違法性の判断基準	61
(5)	ハンドルネームを使用している者に対する権利侵害	65

4 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿	66
(1) 問題の所在	66
(2) 特定の者によって大量に誹謗中傷の投稿がされた場合	66
(3) 複数の者により全体として大量に誹謗中傷の投稿がされた場合	67
ア 名誉感情の侵害	67
イ 私生活の平穩の侵害	70
(4) 人格権の侵害が認められない場合の対処の在り方	71
5 削除の範囲	72
(1) 問題の所在	72
(2) 基本的な考え方	72
(3) 削除の範囲が特に問題となる事例	72
ア アカウント自体の削除や電子掲示板のスレッド自体の削除等	72
イ まとめサイト	74
ウ 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿	74
エ 複数の投稿の組み合わせにより人格権を侵害する内容となる場合の削除の範囲	75
6 集団に対するヘイトスピーチ	76
(1) 問題の所在	76
(2) 「ヘイトスピーチ」が個人に対して向けられている場合	77
ア 被侵害利益	77
イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準	77
(ア) 判断基準	77
(イ) 人格権侵害の具体的な判断の在り方	77
a 名誉感情の侵害	77
b 私生活の平穩の侵害	78
(3) 「ヘイトスピーチ」が集団等に対して向けられている場合	79
(4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方	80
ア プロバイダ等による自主的な対応	80
イ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」該当性の判断	81
7 同和地区に関する識別情報の摘示	83
(1) 問題の所在	83
(2) 特定の個人が同和地区の出身であると摘示する情報	84
ア 被侵害利益	84
イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準	85
(3) 特定の地域を同和地区であると摘示する情報	85
ア 特定の地域を同和地区であると摘示する情報に当たるかどうかの判断の在	

り方	85
イ 人格権の侵害	86
(ア) プライバシー	86
(イ) 私生活の平穩	87
(4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとはいえない場合の対処の在り方	90
ア プロバイダ等による自主的な対応	90
イ 約款等に基づく削除等の対応を採るのが相当ではない場合	90
8 その他の論点	91
(1) ハード・ローとガイドラインや約款等の役割分担	91
ア 問題の所在	91
イ 基本的な考え方	91
(ア) 特定の個人の権利侵害が認められる場合	92
(イ) 特定の個人の権利侵害が認められない場合	92
ウ 約款等による対応が期待される表現類型	93
(ア) 基本的な考え方	93
a 特定の個人の権利を侵害するものであるか、その疑いの高いもの	93
b 特定の個人の権利を侵害するものではないが「違法」なもの	93
c 被害者に看過できない精神的苦痛を与えるもの	93
(イ) 具体例	93
a 個別には違法性を肯定し難い大量の投稿	93
b 集団に対するヘイトスピーチ	94
c 識別情報の摘示	94
(ウ) 約款等の有効性	95
(2) 投稿を削除しないプロバイダ等の損害賠償責任について	95
ア プロバイダ責任制限法が適用されるプロバイダ等の損害賠償責任について	95
(ア) 損害賠償責任の法的根拠	95
(イ) 成立要件	96
(ウ) 成立要件の判断の在り方	96
イ 検索事業者の検索結果の提供に関する損害賠償責任について	97
(3) いわゆる「モニタリング」について	97

が公共の利害に関する事実にかかり、その目的が専ら公益を図るものである場合には、当該事実が真実であることの証明があれば、右行為には違法性がなく、また、真実であることの証明がなくても、行為者がそれを真実であると誤信したことについて相当の理由があるときは、右行為には故意又は過失がないと解すべく、これにより人格権としての個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調和が図られているものであることは、当裁判所の判例とするところであり（昭和四一年（あ）第二四七二号同四四年六月二五日大法廷判決・刑集二三卷七号九七五頁、昭和三七年（オ）第八一五号同四一年六月二三日第一小法廷判決・民集二〇卷五号一一一八頁参照）、このことは、侵害行為の事前規制の許否を考察するに当たっても考慮を要するところといわなければならない。

(三) 次に、裁判所の行う出版物の頒布等の事前差止めは、いわゆる事前抑制として憲法二一条一項に違反しないか、について検討する。

(1) 表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物とその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、公の批判の機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、予測に基づくものとならざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えられるのであって、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法二一条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうるものといわなければならない。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、前示のような憲法二一条一項の趣旨（前記(二)参照）に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、当該表現行為はその価値が被害者の名誉に劣後することが明らかであるうえ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、かかる実体的要件を具備するときに限って、例外的に事前差止めが許されるものというべきであり、このように解しても上來說示にかかる憲法の趣旨に反するものとはいえない。

(1) 名誉感情

a 名誉感情の意義等

(a) 意義

名誉感情とは、人が自己自身の人格的価値について有する主観

的な評価である（最判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁）¹⁵。

最高裁判例においては、民法第723条の「名誉」には、名誉感情は含まれないものと解されており（前掲最判昭和45年12月18日）、表現行為の中には、社会的評価を低下させるものではなく、名誉感情を侵害するにとどまるものがあることが示されている（最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁。以下「平成22年判例」という。）。

(b) 名誉毀損との区別

名誉毀損と名誉感情の侵害とは、前者が社会的名誉の侵害であり、後者が主観的名誉の侵害であるという被侵害利益の違いがある。

他方、具体的な事例において名誉毀損との区別がどのようになされるべきであるかは、見解の分かれる問題であり（後記3(4)イ参照）、精緻な理論の整理は将来的な検討課題である。もっとも、ここでは、次の2点を指摘することができる。

- i 裁判例においては、具体的な事実の摘示がない場合に、名誉感情の侵害が問題とされている傾向にある¹⁶。
- ii 名誉毀損は社会的名誉の侵害であることから、その読者に被害者が推知（同定）されるものであることが必要であるのに対し（最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁参照）、名誉感情の侵害は主観的名誉の侵害であることから、その読者に被害者が推知（同定）されるものであることは必要なく、客観的に被害者に向けられた言動でありさえすれば、名誉感情の侵害を認め得る（後記3(5)イも参照）。

【参考】平成22年判例（抜粋）

本件書き込み¹⁷は、その文言からすると、本件スレッドにおける議論はまともなものであって、異常な行動をしているのはどのように判断しても被上告人であるとの意見ないし感想を、異常な行動をする者を「間違い」という表現を用いて表し、記述したものと解される。このような記述は、「間違い」といった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉

¹⁵ 名誉感情を人格の尊厳に由来する感情であるとする学説もある（四宮和夫『不法行為 事務管理・不当利得・不法行為 中巻』（青林書院、1983年）398頁。）。

¹⁶ 平成22年判例のほか、一般社団法人セーフインターネット協会「権利侵害明白性ガイドライン」の裁判例要旨（<https://www.saferinternet.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/infringe-trial-summary.pdf>）に登載された裁判例を参照。

¹⁷ 判決文によれば、「なにこのまともなスレ 間違いはどうみてもA学長」との投稿である。

感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。

b 不法行為法上の違法の判断基準

(a) 判断基準

名誉感情は、人が人格的価値について有する主観的な評価であるため、本来、これが侵害されたかどうかには個人差が生じ得るのである。しかしながら、このように名誉感情の侵害が主観的に判断されると、同じ表現行為でも、その対象者によって権利侵害・違法性の有無が異なることとなり、こうした帰結は表現の自由に対する萎縮効果をもたらすおそれがある。そのため、名誉感情の侵害の有無については、客観的な判断が必要になる。

したがって、不法行為法上の違法な名誉感情の侵害の有無は、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められるかどうかにより判断すべきであると考えられる（平成22年判例も参照）。

(b) 社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかの判断に関する裁判例の傾向

社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であるかどうかの判断に関し、裁判例における主要な考慮要素とその判断の傾向は、次のとおりである。

i 文言それ自体の侮辱性の程度

文言それ自体の侮辱性が強い場合には、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為に当たると判断される傾向にある¹⁸。

また、対象者に対して、その存在を否定する表現を用いるものについても、社会通念上許される限度を超えるものであると判断される傾向にある^{19,20}。

ii 根拠が示されていない単なる意見ないし感想

根拠が示されておらず、単なる意見ないし感想の域にとどまっている場合には、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とはいえないと判断される傾向にある²¹。

¹⁸ 東京地判令和元年11月7日 D1-Law29057940、東京地判令和元年10月30日 LEX/DB25582491、東京地判令和元年10月30日 D1-Law29056571など。

¹⁹ 前掲東京地判令和元年11月7日、東京地判令和元年9月17日 D1-Law29056972、東京地判令和元年7月8日 D1-Law29057602など。

²⁰ なお、ある投稿が「死ね」「消えろ」といった対象者の存在を否定するような表現を用いている場合でも、文脈等を踏まえて解釈すると、対象者の存在を否定することを意味するものとはいえない場合がある（東京地判令和2年1月23日 D1-Law29058940）。

²¹ 平成22年判例、東京地判令和元年9月26日 D1-Law29056847、前掲東京地判令和元年9月17日、東京地判令和元年8月21日 D1-Law29055895、東京地判

iii 投稿に含まれている対象者を侮辱する文言の数

同一投稿内で侮辱的文言が重ねて用いられていることを理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認める裁判例²²、同一投稿内に侮辱的文言が1語しか用いられていないこと等を理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とはいえないとする裁判例がある²³。

iv 投稿数

投稿数が多いことや、投稿が繰り返されていることを理由に掲げて、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認めるものや²⁴、これとは反対に、投稿が繰り返されていないことを考慮して、社会通念上許される限度を超えた侮辱行為とは認められないとするものがある²⁵。

この投稿数の考慮については、それが同一の投稿者によるものである場合に限り考慮することができるのか、それとも、複数の者による投稿の場合でも考慮することができるのかという問題が考えられるところ、この点についての裁判例の判断は分かれている状況にある²⁶。

v 投稿の経緯

誹謗中傷が重ねられていた中で侮辱的文言を含む投稿が短期間に立て続けに行われたことを理由に掲げて社会通念上許される限度を超えた侮辱行為であると認めるもの²⁷など、投稿の経緯

令和元年5月14日 D1-Law 29055793、東京地判令和2年3月27日 D1-Law 29059922、東京地判令和2年6月19日 D1-Law 29060339、東京地判令和2年6月9日 D1-Law 29060495、東京地判令和2年3月18日 D1-Law 29060010、東京地判令和2年3月17日 D1-Law 29060124。他方で、特段の根拠が示されていないことを社会通念上許される限度を超える侮辱であることを否定する事情としては扱っていないように読める裁判例もある（東京地判令和元年6月4日 D1-Law 29057224）。

²² 東京地判令和2年1月23日 D1-Law 29058995。

²³ 平成22年判例、前掲東京地判令和元年9月26日、前掲東京地判令和元年8月21日、前掲東京地判令和2年6月19日、東京地判令和2年5月27日 LEX/DB 25584199。

²⁴ 東京地判令和2年9月25日 D1-Law 29061141、東京地判令和2年8月14日 D1-Law 29060793、東京地判令和元年12月2日 D1-Law 29058559、前掲東京地判令和2年1月23日。

²⁵ 東京地判令和2年6月24日 D1-Law 29060238、前掲東京地判令和2年6月19日。

²⁶ 同一の投稿者による投稿であることを認定した上でその投稿数を考慮するもの（前掲東京地判令和2年9月25日、前掲東京地判令和元年12月2日）、特に投稿主体の同一性に言及することなく投稿数を考慮するもの（前掲東京地判令和2年8月14日）、別の投稿者の投稿を考慮することには消極的なもの（東京地判令和2年6月10日 D1-Law 29060472）とが見られる。

²⁷ 前掲東京地判令和元年12月2日。

を考慮するものがある²⁸。

vi **表現の具体性・意味内容の明確性**

表現に具体性がない場合や、意味が不明確である場合には、社会通念上許される限度を超えたものとはいえないと判断される傾向にある²⁹。

c **削除に係る差止請求権の判断基準**

(a) **考え方の方向性**

名誉感情の侵害を理由とする差止めによるインターネット上の投稿の削除の判断基準については、前項 b (a) の不法行為法上の違法の判断基準を出発点とすべきであると考えられる。

その上で、この削除の判断基準を具体的にどのように考えるかについては、大きく、

A 不法行為法上の違法が認められることに加えて更に要件を課す

B 不法行為法上の違法が認められる場合と同様の基準で社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合には削除が認められるものとする³⁰

という 2 つの方向性が考えられる。

なお、いずれの方向性をとるにせよ、仮処分と本案訴訟とで、削除の実体的要件は異ならないと考えられる。

(b) **A の方向性について**

A の方向性は、いかなる表現行為が「社会通念上許される限度を超える侮辱行為」に当たるかどうかは必ずしも明確ではないとの認識の下に、こうした中で社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められることから直ちに削除も認められるとした場合には、表現の自由の観点から問題があるとの考え方に基づくものである。

²⁸ 東京地判令和元年10月18日 D1-Law 29056566、東京地判令和元年6月26日 D1-Law 29057267、前掲東京地判令和元年6月4日。

²⁹ 前掲東京地判令和2年1月23日、前掲東京地判令和元年11月7日、前掲東京地判令和2年3月27日、東京地判令和2年3月12日 D1-Law 29059889、前掲東京地判令和2年6月24日、前掲東京地判令和2年6月9日。

³⁰ なお、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であるかどうかは、口頭弁論終結時を基準に判断されるものであるところ、行為当時には社会通念上許される限度を超えるものとは評価できないものが、口頭弁論終結時においては社会通念上許される限度を超えるものであると評価される場合もあり得ると考えられる（当該行為後に誹謗中傷の投稿が繰り返しなされた場合や、社会事情が変化するなどした場合にこうしたことが起こり得るものと考えられる。）。

こうした考え方から、Aの方向性においては、削除に関し、不法行為法上の違法が認められる場合よりも厳格な要件を課すことが求められ、その具体的な要件としては、

A-1 削除を認めるに値するだけの社会通念上の強い侵害があることが必要である

A-2 社会通念上許される限度を超えるものかどうかの判断は不法行為法上の違法の場合と異なるものとした上で、削除の判断基準としては、これに加えて重大で回復困難な損害を被るものであることを要件とする

の2つの考え方があり得る。

もっとも、A-2に対しては、「重大で回復困難な損害」という要件は北方ジャーナル事件最高裁判決で用いられているものであるが、同判決においては紙媒体の出版物に関する事前抑制・事後規制という観点と同判決の議論全体を規定しているため、紙媒体の出版物の事前抑制の場合には事後的な回復が困難であるという要件が用いられているものであり、紙媒体の出版物の事前抑制ではない場合に、事後的な回復が困難だという要件を用いるのは、削除について損害賠償の場合よりも要件を加重する立場をとる場合であつても適當ではないとの指摘がなされている。

(c) Bの方向性について

Bの方向性は、従前の活字メディアの出版物の差止めに関する伝統的な考え方は、インターネット上の投稿の削除としての差止めには妥当しないとの考え方に基づくものである。

すなわち、活字メディアの出版物に関する伝統的な考え方においては、その出版物に関する損害賠償と差止めとでは、後者の方が萎縮効果を含む表現の自由に対する制約が大きいことから、差止めは損害賠償よりも厳格な要件が必要であるとされている。しかしながら、インターネット上の投稿については、書籍等全体の出版の差止めが行われる活字メディアの出版物の差止めと異なり、部分的な削除が可能な場合が多く、削除による経済的な負担も少ないことから、萎縮効果を含む表現の自由に対する影響の程度は活字メディアの出版物の差止めの場合とは大きく異なる。こうしたことから、活字メディアに関する伝統的な考え方をインターネット上の投稿の削除にそのまま用いるのは適當ではなく、削除を損害賠償より厳格な要件とするべきではないと考えるものである³¹。

³¹ 本検討会においては、この考え方は、名誉感情の侵害の問題に限られるものではなく、インターネット上的人格権侵害一般に及ぶものであるとの指摘もなされた。

(d) 小括

本検討会においては、Bの方向性を支持する委員が多数であった。また、Aの方向性を提案する委員からも、「社会通念上許される限度」の内実が明確になり、この要件によって表現の自由と人格権との適切な比較衡量を行えるのであれば、Bの方向性で良いとの意見が示された。この点、公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為による名誉感情の侵害が問題となる場合には、こうした公共性の高い表現であることを「社会通念上許される限度を超える」かどうかを判断する上で十分に考慮すべきであると考えられる³²。

AとBのいずれの方向性をとるべきか等については、「社会通念上許される限度」の内実が裁判例等により明確であるといえるかどうか、この判断を行う上で表現の自由と人格権とを適切に比較衡量することができるかどうかや、インターネット上の投稿の削除による表現の自由に対する制約の程度等を考慮する必要がある。

なお、いずれの方向性をとるにせよ、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められ、インターネット上に残存することで被害者に精神的苦痛を与えるものであって、表現の受け手の観点から見てもインターネット上に残す価値があるとはいえない投稿については、削除されるべきであると考えられる。

(ウ) プライバシー

a 意義

プライバシーの意義については、自己情報コントロール権説をはじめとして様々な見解が示されているところであるが、本検討会においては、伝統的なプライバシー概念である私生活をみだりに公開

³² 本検討会における検討の過程で調査した範囲では、名誉感情の侵害に関して、このような公共性の高い表現であることをどのように考慮すべきかを明示した裁判例が乏しく、この点について裁判所の判断の傾向を示すには至らなかった。もっとも、東京地判令和3年8月18日 D1-Law29066009は、「政治家については、その政策や政治手法等に関して国民等からの批判や論評を避けることができず、むしろ、その言動に対する批判や論評は、民主政治の過程を正当に機能させるため必要不可欠な行為であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為があったかを判断するに当たっては、政治家という原告の属性を十分考慮する必要があるというべきである。」とした上で、「本件投稿は、政治家である原告にとって、その受忍限度を逸脱したものということはできない」と判示しているところであり、参考になると考えられる。他方で、政治家等に向けられた表現行為であることから直ちに名誉感情の侵害が否定されることにはならないと考えられることにも留意が必要である（例えば、東京地判令和3年6月24日 D1-Law29065070は、厳密には名誉感情の侵害について判示したものではないが、市議会議員を務めていた原告に対して性的な表現が向けられた事例について、「本件投稿<3>、<4>のような性的な表現は、原告の公人としての活動に何ら関わるものではないから、それを理由として違法性が阻却されるような性質のものとはいえない」と判示している。）。

になる場合があり得る。この場合、削除をなし得るのはどちらの投稿なのか、あるいは両方とも削除することができるのかという問題がある。

この点については、被侵害利益の性質等を踏まえた個別具体的な検討が必要であり、今後の検討が待たれるところであるが、いずれにしても、前記の事例においては、後者の投稿には前科等に関する情報も黙示的に示されているということができると考えられ、そのような場合には、少なくとも後者の投稿を削除し得るものと考えられる。

6 集団に対するヘイトスピーチ

(1) 問題の所在

ア 「ヘイトスピーチ」の多義性

いわゆる「ヘイトスピーチ」は、例えば、特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動（内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年10月）といった、一定の要素を備えた言動である。もっとも、「ヘイトスピーチ」とされるためにはこうした一定の要素を備えていることが必要であるとしてもなお、その要素としては様々なものがあり、多様な表現が「ヘイトスピーチ」となり得るものであることから、極めて多義的である¹⁰⁹。

ヘイトスピーチ解消法の施行から約6年が経過し、同法の立法事実とされた「ヘイトスピーチ」に関するデモや街宣活動の件数は減少傾向にあるものの、依然として、インターネット上で「ヘイトスピーチ」が行われている現状にある。こうした中、インターネット上の「ヘイトスピーチ」による被害の救済を図る必要があるが、人格権に基づく差止めによる削除を考える上では、前記のとおり、「ヘイトスピーチ」が極めて多義的であることから、表現内容その他の個別具体的事情を踏まえた検討が必要となる。また、差止めによる削除をなすためには、特定の個人の権利・利益が侵害されていることが要件となることから、問題とされる「ヘイトスピーチ」によっていかなる権利・利益が侵害されるのかを特定しなければならない。

そこで、以下では、「ヘイトスピーチ」により侵害される権利・利益は何かということや、その侵害の具体的な判断の在り方等について整理を行う。

イ 集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」

¹⁰⁹ 「ヘイトスピーチ」に関する法律として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）がある。ヘイトスピーチ解消法は、第2条で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義を置くが、これは「ヘイトスピーチ」の定義ではない（もっとも、この「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するものは、通常、「ヘイトスピーチ」であるといつてよいと考えられる。）。

また、「ヘイトスピーチ」とされる表現は、人種や民族などの属性に着目してなされるという性質上、そうした属性を有する集団等に向けられた表現としてなされることが少なくない。こうした集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」については、これまで、特定の個人の権利・利益の侵害を観念し難く、対処が困難であるとの指摘がなされてきた。そこで、以下では、こうした集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」による被害の救済の在り方についても整理を行う。

(2) 「ヘイトスピーチ」が個人に対して向けられている場合

ア 被侵害利益

特定の個人に向けられた「ヘイトスピーチ」によって侵害され得る人格権としては、まずは、名誉権、名誉感情、私生活の平穩¹¹⁰が考えられる。

このほか、「ヘイトスピーチ」による侵害の対象となる権利・利益として、これまでに裁判実務で定着してきた人格権以外に、新たな権利・利益を観念することができるかについては、今後の検討が待たれるところである。

イ 人格権に基づく差止めによる削除の判断基準

(7) 判断基準

名誉権、名誉感情、私生活の平穩に基づく差止めによる削除の一般的な判断基準は、前記第3の1(2)の各人格権の箇所で整理したとおりである。

(イ) 人格権侵害の具体的な判断の在り方

a 名誉感情の侵害

一般に「ヘイトスピーチ」とされる言動には、例えば、「～を殺せ」「～を海に投げ入れろ」「～はゴキブリだ」「～はこの町から出ていけ」「～は祖国へ帰れ」「～は強制送還すべき」などといった表現がある。こうした表現が、人種や国籍等の特定の集団の属性を理由として特定の個人に向けてなされている場合、名誉感情を侵害するものであるといえるかどうかについては、次のように考えることができる。

まず、「～を殺せ」「～を海に投げ入れろ」といった表現は、人の存在を否定し、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情を違法に侵害するものといえると考えられる（前記第3の1(2)(イ) b (b) i も参照）。

「～はこの町から出ていけ」「～は祖国へ帰れ」「～強制送還す

¹¹⁰ なお、投稿内容によっては、生命、身体及び財産も問題となり得る。もっとも、生命、身体等の利益が問題となり得るインターネット上の投稿の多くは、その現実の侵害があるものではないことから、まずは私生活の平穩（前記第3の1(2)イ(x) a (a)の①の類型）の侵害が問題とされるものと考えられる。

べき」といった表現についても、その社会における構成員であることを否定するものであり、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情を違法に侵害するものといえると考えられる。

「～はゴキブリだ」などと差別的、軽蔑的な意味合いで昆虫や動物などに例える表現については、対象者を低位な存在であるとするものであり、自尊を害する言明であるといえるから、社会通念上許される限度を超える侮辱行為であって、名誉感情の違法な侵害であるといえると考えられる。

b 私生活の平穩の侵害

差別を助長する、あるいは憎悪を増進する表現であって、名誉権や名誉感情の侵害が認められないものについては、私生活の平穩を被侵害利益とすることが考えられる。

まず、差別を助長し、あるいは憎悪を増進するインターネット上の投稿を閲読した第三者によって、生命・身体等への加害行為が行われる危険に着目する場合には、物理的な平穩（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の①）が問題となる。この法律構成は、第三者の行為による実害が現実が発生するよりも前の段階で私生活の平穩の侵害が生じていると捉えるものであるから、保護の場面が前倒しされることになる。そのため、どのような場合に社会通念上受忍の限度を超える精神的苦痛を与えるものとして私生活の平穩の侵害を認めてよいかは慎重に検討する必要があると考えられるところ、少なくとも、一般の通常人を基準として、生命・身体等が侵害されるおそれがあると感じることが合理的であるといえることが必要であると考えられる。

他方で、差別を助長し、あるいは憎悪を増進するインターネット上の投稿が、被害者の主観的利益を直接に侵害するものであると見る場合には、精神的な平穩（前記第3の1(2)イ(エ) a (a)の②）が問題となる。この点については、

① インターネット上の誹謗中傷の問題が自尊の侵害であって、従来の典型的な名誉感情の問題とは質的に異なるのではないかという問題意識から、被侵害利益として私生活の平穩を付加するという考え方が近年増えている。しかし、自尊の侵害が、典型的な名誉感情の侵害とは質的に異なるとしても、これを私生活の平穩の問題として捉えるのが妥当かどうかには疑問があり、今後の検討が必要である。

という意見や、

② 人の主観的・感情的な利益については、これまで法的保護に値するものが類型化されてきたところであり、そのような中、「ヘイトスピーチ」について精神的な平穩類型の私生活の平穩により保護しようとすることは、保護範囲が不明確になるため適当

ではなく、名誉感情を適切に法律構成することにより対応する方がよい。

という慎重な意見も示されたところである。

精神的な平穏類型の私生活の平穏による保護の可能性については、このような観点も含め、今後の検討が待たれるところである。

(3) 「ヘイトスピーチ」が集団等に対して向けられている場合

前項(2)のとおり、「～を殺せ」「～は祖国へ帰れ」などといった表現が、特定の集団の属性を理由として特定の個人に向けてなされている場合、名誉感情の侵害が認められると考えられる。

これに対し、こうした表現が、「～人を殺せ」「～人は祖国へ帰れ」などといった形で集団等に向けてなされた場合には、特定の個人の名誉感情への影響が抽象的なものとなるため、直ちにその侵害があるとはいい難くなるものと考えられる。

もっとも、最判平成15年10月16日民集57巻9号1075頁が、「ほうれん草を中心とする所沢産の葉物野菜が全般的にダイオキシン類による高濃度の汚染状態にあり、その測定値は、K株式会社の調査結果によれば、1g当たり「0.64～3.80pgTEQ」であるとの事実」の摘示が、所沢市内において各種野菜を生産する農家の社会的評価を低下させるものであることを認めていることからすると、集団等に向けられた表現であっても、特定の個人に対する人格権の侵害は認められ得るものであると考えられる。

また、「ヘイトスピーチ」は、人種又は民族などの属性を理由として当該属性を有する者を社会から排除することや、これらの者に対する差別意識を助長し又は誘発するといった不当な目的で行われるものであって、当該属性を有する者に対して侮辱を加えるものや、差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するもの、あるいは、その生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものなどであるとされているから、こうした「ヘイトスピーチ」が向けられるのは、通常、差別を受けてきた社会的事実があるマイノリティであることをも踏まえると、当該属性を有する者に多大な精神的苦痛を与えるものである（ヘイトスピーチ解消法前文参照）のみならず、これらの者に実害が加えられる危険性の高いものであるといえる。そうすると、こうした「ヘイトスピーチ」が集団等に向けられており、特定の個人に対する人格権の影響がある程度抽象的であっても、実害が生じる高い危険性に鑑み、違法な人格権侵害を認めてよい場合があると考えられる。

以上からすれば、集団等に向けられた「ヘイトスピーチ」については、その集団等の規模、構成員の特定の程度によっては、集団に属する特定個人の権利・利益が侵害されていると評価できる場合があると考えられ、具体的には、少なくとも「〇〇市●●地区の△△人」といった程度に集団等の規模が限定されており、その構成員が特定されている場合には、名誉感

情等の人格権の侵害を認めることができると考えられる。

(4) 特定の個人の権利・利益を侵害するとは言いえない場合の対処の在り方 ア プロバイダ等による自主的な対応

特定の個人の権利・利益の侵害が認められないとしても、「ヘイトスピーチ」とされるインターネット上の投稿の中には、当該集団等に属する者がこれを閲覧した場合、その者に深刻な精神的苦痛を与えるものがあり、これを抑止する必要性が高いものであるといえる（最判令和4年2月15日 D1-Law 28300282も参照）。

特に、インターネット上の投稿には、高度の流通性や拡散性があるほか、投稿及びアクセスの容易性、情報の半永続性といった特性があり、その内容が多数の者の目にとまりやすく、差別の助長や憎悪の増進が生じやすい。

また、当該集団に属する者は、マイノリティであることが一般であり、対抗言論が機能しにくいほか、インターネットは公共的な事柄について冷静に討論する場でもあるところ、差別の助長や憎悪の増進があると、そのような場が失われてしまうということをも踏まえて対処することが求められる。

さらに、一般に利用されているプラットフォームサービスにおいて「ヘイトスピーチ」が野放しにされれば、対象とされたマイノリティは、そのサービスを安心して利用することができず、社会的な不利益を被ることとなる。そのため、一般に利用されているプラットフォームサービスに関しては、いかなる属性の者でも、当該サービスを平等に利用できるような配慮が求められるといえることができる¹¹¹。

以上に鑑みると、前項(2)及び(3)で見た、特定の個人の権利・利益の侵害を理由とする差止めによる削除が困難とされる場合であっても、少なくともヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するとされる場合¹¹²には、「ヘイトスピーチ」による具体的な被害を予防するために、プロバイダ等は、これについて削除依頼や、法務省の人権擁護機関からの情報提供を受けた際には、ガイドラインや約款等に基づく自主的な対応を積極的に行うことが社会的

¹¹¹ この点については、反対の意見もあった。すなわち、例えば、SNSについても、特定の話題に重点を置く、一部のユーザーは参加しにくいような論争的な議論を許容する等は、SNS運営事業者の自由の範囲に含まれており、「どのような属性の人でも利用できるようにすることを確保する義務がある」とか「いかなる属性の者でも、サービスを平等に利用できるような配慮が求められる」とは言いえない、というものである（もっとも、本検討会においては、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する場合には、削除依頼等を受けたプロバイダ等が約款等に基づく自主的な対応を積極的に行うことが社会的に期待されるとの結論には異論はなかった。）。

¹¹² 本検討会においては、これに該当する場合には、（権利侵害があるかどうかという意味での違法ではないが）いわば公法上違法であると見ることができるとの意見も示された。

に期待される。

【参考】前掲最判令和4年2月15日（抜粋）

本件各規定は、拡散防止措置等を通じて、表現の自由を一定の範囲で制約するものといえるところ、その目的は、その文理等に照らし、条例ヘイトスピーチの抑止を図ることにあると解される。そして、条例ヘイトスピーチに該当する表現活動のうち、特定の個人を対象とする表現活動のように民事上又は刑事上の責任が発生し得るものについて、これを抑止する必要性が高いことはもとより、民族全体等の不特定かつ多数の人々を対象とする表現活動のように、直ちに上記責任が発生するとはいえないものについても、前記1(2)で説示したところに照らせば、人種又は民族に係る特定の属性を理由として特定人等を社会から排除すること等の不当な目的をもって公然と行われるものであって、その内容又は態様において、殊更に当該人種若しくは民族に属する者に対する差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するようなものであるか、又はその者の生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものであるといえるから、これを抑止する必要性が高いことには変わりはないというべきである。加えて、市内においては、実際に上記のような過激で悪質性の高い差別的言動を伴う街宣活動等が頻繁に行われていたことがうかがわれること等をも勘案すると、本件各規定の目的は合理的であり正当なものということができる。

イ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」 該当性の判断

(7) 定義

ヘイトスピーチ解消法は、その第2条に、次のとおり「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義規定を置いている。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動をいう。

同条は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは「本邦の

域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」であるとした上で、その典型例として、①（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知するものと、②（専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と）著しく侮蔑するものの2つの例を規定したものと解される¹¹³。

(イ) 判断基準

ある投稿の内容が、ヘイトスピーチ解消法第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するかどうかは、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえて、当該投稿の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきであると考えられる。

(ウ) 具体例

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に当たるかどうかは、前項(イ)のとおり判断されるべきものであるから、個別具体的な事情を踏まえることなく、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に常に該当する特定の表現を示すことは困難である。

もっとも、典型的なものについては、具体的な事情をある程度捨象することができると考えられるため、以下、典型的な例を掲げる。

まず、ヘイトスピーチ解消法第2条が例示する「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」するものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由に、「～人は殺せ」「～人を海に投げ入れろ」「～人の女をレイプしろ」などというものが該当し得ると考えられる。

次に、同条が例示する「著しく侮蔑する」ものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由に、蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例えるなどするものが該当し得ると考えられる。

また、「地域社会から排除することを煽動する」ものについては、例えば、対象者が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、「～人はこの町から出て行け」、「～人は祖国へ帰れ」、「～人は強制送還すべき」などというものが該当し得ると考えられる。さらに、災害時において、「～人が井戸に毒を入れた」などといっ

¹¹³ ヘイトスピーチ解消法第2条は、その対象を「本邦外出身者」、すなわち、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」に対するものに限定している。しかしながら、同法が審議された衆・参法務委員会の附帯決議にあるとおり、同法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らせば、同条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、プロバイダ等が約款等に基づく削除等の措置を講ずる上では、こうしたヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえた柔軟な運用が求められる。

た投稿がなされることがあるが、こうした投稿が本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由としてなされている場合、当該属性を有する者に対する差別意識や憎悪を誘発、助長するものであるから、「地域社会から排除することを扇動する」ものに該当し得ると考えられる。

7 同和地区に関する識別情報の摘示

(1) 問題の所在

ア 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である¹¹⁴。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。また、昭和50年11月には、全国の同和地区の所在地等を掲載した「部落地名総鑑」と呼ばれる図書が高額で販売され、企業や興信所等で就職や結婚の際の身元調査等に使用されていたことが発覚して社会問題となり、国において回収等の措置が講じられるなどした¹¹⁵。

これらの取組の結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的基盤の整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されるとともに、「部落地名総鑑」は入手や閲覧が困難な状況となり、同和地区の所在は容易に知ることができない状況となったはずであった。

しかしながら、情報化の進展に伴い、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する情報（法務省の人権擁護機関では、これを「識別情報の摘示」と呼んでいる。）が投稿されるなどの事態に至った。このことをも踏まえ、部落差別の解消を目指し、平成28年12月、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）が施行された。

同法第6条に基づき法務省が実施した調査の結果を取りまとめた「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によれば、一般国民に対する意識調査において、現在でも部落差別があると思うかとの質問に対し、

¹¹⁴ 法務省「部落差別（同和問題）を解消しましょう」

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

¹¹⁵ 法務省の人権擁護機関は、昭和50年から平成元年までの間、人権侵犯事件として調査を行い、発行者、購入者等から、任意に合計663冊の部落地名総鑑の提出を受けて回収するなどした。

令和4年5月現在

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」委員名簿

(敬称略、五十音順)

委員

座長	穴戸常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	曾我部真裕	京都大学大学院法学研究科教授
	橋本佳幸	京都大学大学院法学研究科教授
	巻美矢紀	上智大学大学院法学研究科教授
	森亮二	弁護士（第一東京弁護士会所属）
	森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

関係省庁等

(法務省)

唐澤英城	法務省人権擁護局参事官
日下部祥史	法務省人権擁護局付
佐藤しずほ	法務省人権擁護局付
竹田御眞木	法務省人権擁護局総務課人権擁護支援官

(総務省)

小川久仁子	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 消費者行政第二課長
池田光翼	総務省総合通信基盤局電気通信事業部 消費者行政第二課課長補佐

(最高裁判所)

岩井一真	最高裁判所事務総局民事局第一課長
池本拓馬	最高裁判所事務総局民事局付

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」開催状況

- 第1回 令和3年4月27日
○論点整理
- 第2回 令和3年5月18日
○論点整理
- 第3回 令和3年6月21日
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
- 第4回 令和3年7月21日
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
- 第5回 令和3年8月31日
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
○論点2：SNS等における「なりすまし」
- 第6回 令和3年9月24日
○論点2：SNS等における「なりすまし」
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
- 第7回 令和3年10月18日
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
○論点4：個別には違法性を肯定し難い大量の投稿
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ
- 第8回 令和3年11月24日
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ
○論点6：識別情報の摘示
- 第9回 令和3年12月13日
○論点7：その他
○中間取りまとめ（案）
- 第10回 令和3年12月23日
○中間取りまとめ（案）
- 第11回 令和4年3月7日
○取りまとめに向けた論点整理
- 第12回 令和4年3月24日
○論点1：違法性及び差止請求の判断基準や判断の在り方
○論点2：SNS等における「なりすまし」
○論点3：インターネット上の表現行為の特徴に関する法的諸問題
- 第13回 令和4年4月14日
○論点4：個別には違法性を肯定し難い大量の投稿
○論点5：集団に対するヘイトスピーチ
○論点6：識別情報の摘示
○論点7：その他
- 第14回 令和4年5月16日
○取りまとめ（案）

第15回 令和4年5月24日
○取りまとめ(案)

ヘイトスピーチに関する裁判例

本資料は、「令和4年度ヘイトスピーチ対策専門部会」の開催に当たり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（差別的言動解消法・差別的言動解消推進法）に関する判断をした裁判例を紹介するものである。

1 最判令和4年2月15日（原審：大阪高判令和2年11月26日）

本判例は、大阪市のヘイトスピーチ条例（以下「本件条例」という。）は、一定の表現活動をヘイトスピーチと定義した上で、（以下「条例ヘイトスピーチ」という。）条例ヘイトスピーチのうち大阪市の区域内で行われたもの等について、市長が条例ヘイトスピーチに係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置をとること等を規定しているところ（以下「本件各規定」という。）、上告人らは、本件各規定が憲法21条1項等に違反し、無効であるため、本件条例に係る支出命令は法令上の根拠を欠き違法であるなどとして、住民訴訟を提起した事案である。

最高裁は、本件条例の合憲性について、本件条例の目的、その目的のために制限される自由の内容・性質、制限の態様・程度等を考量して合憲性を判断した。

本件条例の目的については、「条例ヘイトスピーチの抑止を図ること」とし、「条例ヘイトスピーチに該当する表現活動のうち、特定の個人を対象とする表現活動のように民事上又は刑事上の責任が発生し得るものについて、これを抑止する必要性が高いことはもとより、民族全体等の不特定かつ多数の人々を対象とする表現活動のように、直ちに上記責任が発生するとはいえないものについても」、条例ヘイトスピーチが、「人種又は民族に係る特定の属性を理由として特定人等を社会から排除すること等の不当な目的をもって公然と行われるものであって、その内容又は態様において、殊更に当該人種若しくは民族に属する者に対する差別の意識、憎悪等を誘発し若しくは助長するようなものであるか、又はその者の生命、身体等に危害を加えるといった犯罪行為を扇動するようなものであるといえるから、これを抑止する必要性が高いことに変わりはないというべきである」などし、本件各規定の「目的は合理的であり正当」と判示した。

次に、「制限される表現活動の内容及び性質は、・・・過激で悪質性の高い差別的言動を伴うものに限られる上、その制限の態様及び程度においても、事後的に市長による拡散防止措置等の対象となるにとどまる。そして、拡散防止措置については、市長は、看板、掲示物等の撤去要請や、インターネット上の表現についての削除要請等を行うことができると解されるものの、当該要請等に応じないものに対する制裁はなく、認識等公表についても、表現活動をしたものの氏名又は名称を特定するための法的強制力を伴う手段は存在しない。」ことから、「表現の自由の制限は、合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものというべきである。」として判示した。

なお、本件の控訴審である大阪高裁では、本件各規定が差別的言動解消推進法との関係で憲法94条及び地方自治法14条1項に違反するかどうかという点について、次のような判示がなされた。

「差別的言動解消推進法の趣旨・目的は、差別的言動解消推進法は、前文において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発等を通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、差別的言動解消推進法を制定するものと定め、1条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することであり」、「同法は、地方公共団体が、憲法と抵触しない範囲内において、当該地域の実情に応じ、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等に加え、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための施策を講ずることを容認しているものというべきである。本件条例が定める拡散防止措置は、看板や掲示物の撤去要請やインターネット上の表現活動については削除要請等を行うものである一方、要請に応じなかった場合に制裁を課すものではないし、認識等公表は、市長が表現活動を行った者の氏名を把握している場合にその公表ができるにとどまり、当該表現活動を行った者の氏名を把握しているウェブサイトのプロバイダ等に対して当該氏名の開示を義務付ける規定は存しない。そして、本件条例は、条例ヘイトスピーチを禁止したり、条例ヘイトスピーチに対して制裁や刑罰を加えたりするものではなく、差別的言動の禁止・制裁・罰則に関する規定を置かない差別的言動解消推進法と矛盾抵触するものとはいえない。」

「インターネットを通じて行われる表現活動についても、その表現の目的、内容及び態様、場所・方法を特定することができ」、本件条例は、「条例ヘイトスピーチの要件として」、「規制の対象を大阪市と合理的関連性が認められるものに限定している。インターネット上の表現活動は、その発信が容易である一方、地域、国を超えて広く伝播するもので、その影響力は小さくないところ、差別的言動解消推進法案に対する附帯決議において、インターネットを通じて行われる差別的表現活動解消に向けた施策を実施することについて特段の配慮をすることが決議されていることに鑑みると、インターネットによる表現活動を本件条例による規制の対象としていることを含め、本件条例は、条例の制定範囲を逸脱するものとはいえない」と判示した。

2 横浜地判川崎支部令和2年5月26日（控訴審：東京高判令和3年5月12日）

この裁判例は、原告が、被告が原告の民族的出自などに基づく不当な差別を内容とするブログを投稿したことが原告の名誉等の権利を侵害するものであると主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

東京地裁は、「成形その他で見た目を誤魔化し名前なども成り済ます」、「通名などと言う『在日専用の犯罪用氏名』など許しているものだから、面倒くさ

い」といった表現につき、原告が在日韓国・朝鮮人ないしその子孫であるとうかがえることから、原告の名前を通名であるとした上で、「それが「在日専用の犯罪用氏名」であるとして、原告を含む在日韓国・朝鮮人が通名を使っ
たかも悪いことをしているかのような悪意に満ちた表現を用いて原告を含む在日韓国・朝鮮人による通名の使用を中傷するものであり、在日韓国・朝鮮人であることを理由に原告を著しく侮辱するものであるとともに、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪や差別を煽るための表現である」とした。

また、「如何にもバカ丸出しで、面構えももろチョーセン人面」、「人獣共通「コリネバクテリウム・ウルセランス感染症」で国内初の死、、、の코리아・バクテリウムみたいなもの」、「言わば、悪性外来寄生生物種、、、私は「チョーセン・ヒトモドキ」と呼んでいます」、「見た目も中身ももろ醜いチョーセン人!!!」、「成形その他で見た目を誤魔化し名前なども成り済ます習性が極めて強い性質は攻撃的かつ狂暴で人類との協調性・人間社会モラルなどの持ち合わせ無し」、「おまエラ不逞朝鮮人は見た目チョン 脳みそもチョン 全てがチョン」といった表現につき、「原告が在日韓国・朝鮮人ないしその子孫であるとうかがえることのみをもって、侮辱的又は不穏当な表現を多数用いて原告の容姿、知的能力、性格、民族性等を根拠なく揶揄、中傷するものであり、在日韓国・朝鮮人であることを理由に原告を著しく侮辱するものというべきである」ことに加え、「原告を含む在日韓国・朝鮮人について、「悪性外来寄生生物種」、「코리아・バクテリウム」などと不穏当な表現を用いるなどして、あたかも日本にはいけない者であるかのような記載をしているのであり、在日韓国・朝鮮人であることを理由に、原告を日本の地域社会から排除することを煽動するものというべきである。」として、これらの記載は、「在日韓国・朝鮮人への憎悪・差別の意識を煽る目的をもって、在日韓国・朝鮮人であることを理由に原告を著しく侮辱し、日本の地域社会から排除することを煽動するものであると認められ、憲法14条1項、差別的言動解消法及び人種差別撤廃条約の趣旨及び内容（差別的言動解消法1条及び2条、人種差別撤廃条約1条1項、2条1項柱書及び6条）に反する人種差別に該当する内容のものであると認められる」と判示し、人格権に対する違法な侵害行為に当たるとして損害賠償請求を認容した。

なお、控訴審においても、請求認容の判断が維持された。

3 大阪高判令和3年11月18日（原審：大阪地判堺支部令和2年7月2日）

この裁判例は、韓国籍を有する原告が、自身の勤務する会社において、同社の代表取締役が韓国人等を誹謗中傷する旨の人種差別や民族差別を内容とする政治的見解が記載された文書を従業員に配布するなどしたことが原告の人格権を侵害するものであるなどと主張して、同社及び同代表取締役に対し、損害賠償を求めた事案である。

原審の大阪地裁堺支部は、上記文書の配付行為は、差別的言動解消法が定める差別的言動であり、原告の権利又は法益を侵害する違法なものであると原告が主張したのに対し、「差別的言動解消法が定める差別的言動に該当するこ

とを理由とする民事上の損害賠償請求は、「同法を直接の根拠とすることはできず、民法709条等の個別の規定の解釈適用を通じて、当該表現の内容が個人の権利又は法律上保護された利益を侵害すると認められることが必要と解される。」とした。

その上で、配布行為が「原告個人を対象とする行為とは認められず、その結果についても、原告が本件文書〈1〉を閲読しなかったことにより被告らから何らかの不利益を受けたことがなく、」当該文書の配布により「被告らや他の従業員から在日韓国人であることを理由とする差別的な言動を受けたこともなかったのである。」「そうすると、」当該文書の配布は、「その内容、趣旨・目的、態様に照らして、原告個人に向けられた差別的言動と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。」「したがって、本件文書〈1〉の中に、仮に」「差別的言動解消法等が定める人種差別や民族差別を内容とする差別的言動若しくは人種差別や民族差別を助長する表現と評価することができる表現が含まれているとしても、それを配布した行為をもって、直ちに原告に対する差別的言動として違法であると評価することはできないというべきである。」と判示した。

大阪高裁は、「本件損害賠償請求及び本件差止請求における侵害行為の違法性や法的に保護されるべき利益の内容を検討するに当たっては、本件配布〈1〉が「開始された当時」（平成25年2月から平成27年9月）、（差別的言動解消法その他の関連法令について）「施行されていなかったものも含まれているが、国権の最高機関である国会によりこれらの法律が制定される根拠となった立法事実の存在及び価値判断は、現時点における我が国内における公序や守るべき価値の存在を示すものとして尊重されるべきと考えられるから差別的言動解消法や労働施策総合推進法その他の関連法令の定めを踏まえる必要がある」とし、「本件においては、・・・関連する国内法の定めを踏まえて、不法行為に関する諸規定等、国内私法の規定の解釈を行うべき」とした。

その上で、「本件文書〈1〉には、例えば、「在日は死ねよ」という文言や、韓国人の思考について「野生動物」に例える内容を含むものが認められる。これらの表現は、いずれもインターネット上に記載された表現であるところ、これらの表現を含む資料を配布した目的が本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発するところにあったと認めるに足りる証拠はないものの、差別的言動解消法のいう「本邦出身者に対する不当な差別的言動」の客観的要件（公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動。同法2条）を満たす言動に当たると認められる」と判示する一方で、「本件文書〈1〉は、その内容は、中韓北朝鮮の国家や政府関係者を強く批判したり、在日を含む中韓北朝鮮の民族的出自を有する者に対して激しい人格攻撃の文言を用いて侮辱したり、Cなどに対して「売国奴」などの文言で同様に侮辱したり、我が国の民族的出自を有する者を賛美して中韓北朝鮮に対する優越性を述べたりするなどの政治的な意見や論評の表明

を主とするものである」が、「本件文書〈1〉は、いずれも原審原告を具体的に念頭において記述されたものではないことは明らかであり、本件文書〈1〉が配布された原審被告会社の従業員の通常の注意と読み方を基準としても、原審原告個人をも侮蔑し、原審被告会社において疎外することを内容とするものと読み取ることはできない。」「また、原審原告は、本件文書〈1〉の閲読を強制されていたわけではなく、広く従業員に対して配布するという本件配布〈1〉の配布態様からしても、本件配布〈1〉は、原審原告個人を対象とする行為とは認められない。原審原告は、本件文書〈1〉を閲読しなかったことにより原審被告らから何らかの不利益を受けたことはなく、「本件配布〈1〉の結果、原審被告らや他の従業員からその民族的出自等に基づく差別的言動を受けたこともなかったものと認められる。

そうすると、本件配布〈1〉は、その内容、趣旨・目的、態様に照らして、原審原告個人に向けられた行為と認めることはできない。「したがって、本件配布〈1〉をもって、直ちに原審原告個人に対する差別的言動があったと評価することはできないというべきである。」と判示した。

以上

ヘイトスピーチ、許さない。



▶ [English](#) ▶ [Chinese](#) ▶ [Korean](#)

NEW !

・[スポット映像を公開しました！\(令和4年12月\)](#)

【目次】

- ・[「ヘイトスピーチ」って何？](#)
- ・[どんな法律があるの？](#)
- ・[法務省はどのような取組をしているの？](#)

◆「ヘイトスピーチ」って何？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています（内閣府「人権擁護に関する世論調査(平成29年10月)」より）。

例えば、

- (1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）
- (2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの（「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など）
- (3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

民族や国籍等の違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

◆どんな法律があるの？

ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっていたことを受けて、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立し、平成28年6月3日に施行されました。

ヘイトスピーチ解消法は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。

なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおり、「本邦外出身者」に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動は決してあってはならないものです。



検索

○ 法律等

[本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）](#)

【e-Govにリンク】

[附帯決議（衆議院法務委員会）【PDF】](#)

[附帯決議（参議院法務委員会）【PDF】](#)

※英語・中国語・韓国語の条文

[Article in English, Chinese and Korean](#)

○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に関する参考情報

ヘイトスピーチ解消法の解釈など、地方公共団体がヘイトスピーチの解消に向けた施策を行うに当たって参考となる情報を、法務省人権擁護局において取りまとめたものです。

[参考情報1【PDF】](#)（ヘイトスピーチ解消法制定の経緯、公の施設の使用許可等について）

[参考情報2【PDF】](#)（ヘイトスピーチ解消法第2条の解釈について）

[参考情報3【PDF】](#)（人権侵犯事件として処理するに当たっての判断枠組みについて）

○ 参考となる通知等

・平成31年3月8日付け[「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」【PDF】](#)

・平成31年3月12日付け[「選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について」【PDF】](#)

◆法務省はどのような取組をしているの？

ヘイトスピーチをなくすためには、ヘイトスピーチが許されるものではないという意識が、広く深く社会の間に浸透することが重要です。

法務省の人権擁護機関では、こうした認識の下、ヘイトスピーチを他人事ではなく自分自身の問題として捉えていただけるよう、ヘイトスピーチに焦点を当てた様々な啓発・広報活動を行っています。

啓発活動

○ ポスター・リーフレット・啓発冊子



[ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」](#)



[リーフレット「ヘイトスピーチ、許さない。」](#)



[啓発冊子\(マンガ\)「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」](#)

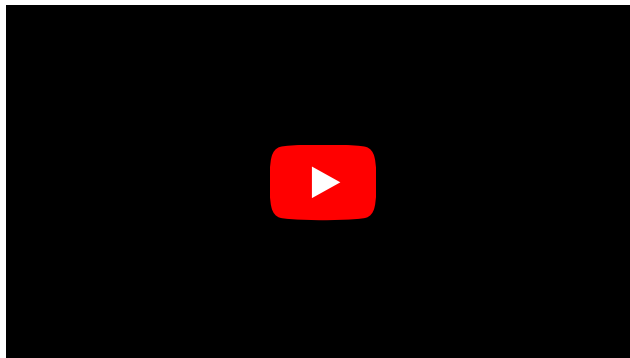


※ ポスター・リーフレット及び啓発冊子は、ヘイトスピーチ解消のための啓発活動等にご活用いただけます。
(注意点)

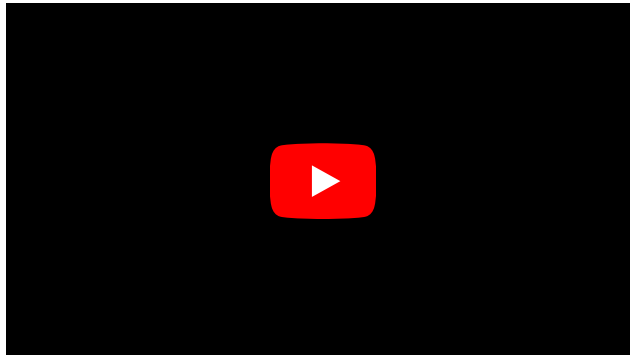
- ・ポスター・リーフレット及び啓発冊子は一切改変せずご使用願います。
- ・一部の団体・個人において、当局が作成したポスター等の文言を改変して、インターネット上で掲示したり、デモ・集会等で使用したりする事案が発生しておりますが、当局としてこのような改変は一切許可しておりません。

○ スポット映像

・「ヘイトスピーチ、許さない。」(インターネット編) ←New!!



・「ヘイトスピーチ、許さない。」



○ 啓発動画(法務省YouTubeチャンネル)



[「差別のない世界へ」](#)



[「外国人と人権 違いを認め、共に生きる」](#)

○ [ヘイトスピーチ解消コラム](#)

定期的コラムを掲載しています。また、[Facebook](#)でも配信しています。

★最近のコラム★

[「令和4年版人権教育・啓発白書」が刊行されました!](#) (令和4年9月)

[「ヘイトスピーチ解消法施行6年」](#) (令和4年6月)

[「令和3年における「人権侵犯事件」の状況について」](#) (令和4年5月)

○ [全国の法務局におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組](#)

全国の法務局においても、ヘイトスピーチ解消に向けた様々な取組を行っています。

○ 関係省庁・地方公共団体と連携した取組

法務省を含む関係省庁及び地方公共団体との間で、ヘイトスピーチに係る取組の情報共有を行っています。

[人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会](#)

○ [ヘイトスピーチ・外国人の差別に関する実態調査](#)

ヘイトスピーチを含む人種差別意識の解消や今後の我が国における外国人に係る人権擁護施策の基礎資料とすることを目的とした実態調査を行っています。



相談窓口

ヘイトスピーチでお悩みの方は御相談ください。

法務局において、窓口・電話又はインターネットでの相談を受け付けております。

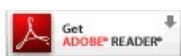


◆リンク集

■ [平成26年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解](#)

■ [平成26年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解](#)

■ [令和4年8月実施「人権擁護に関する世論調査」](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2014年10月時点のものです。

Excel 形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Excel Viewerが必要です。
Microsoft Office Excel Viewerをお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。
リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。
[Microsoft Office Excel Viewer のダウンロード](#)

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

○インターネット上のヘイトスピーチ解消に向けた
スポット動画（30秒版）

1

特定の民族や国籍の人々への
差別的な投稿を見たことはありませんか？

5

こうしたヘイトスピーチはあってはならないものです

2

排除・排斥することをあおり立てるもの

6

こうしたヘイトスピーチはあってはならないものです

3

危害を加えようとするもの

7

1人1人が、ヘイトスピーチを許さないという
意識を持つことが解消につながります

4

害虫に例えるなど著しく見下すようなもの

8

ご相談はこちら
☎0570-003-110

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員会

URL <https://www.youtube.com/watch?v=luvC1LJt76c>



○人権擁護局公式SNSから投稿の例

Twitter (2022年3月11日19:00)



法務省人権擁護局

@MOJ_JINKEN

【#ヘイトスピーチ 許さない。】

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



午後7:00 · 2022年3月11日 · Twitter Web App

○ヘイトスピーチ解消関連コラムの例

Facebook（2022年6月3日13:12）



【ヘイトスピーチ解消法施行6年】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行されて6年が経過しました。

これまで、法務省の人権擁護機関では、「ヘイトスピーチ、許さない。」のポスター（令和3年度に法施行5年を機にリニューアル）の掲示をはじめとする様々な啓発活動に取り組んできました。また、地方公共団体では、各種の啓発活動に加えて、条例の制定や、公の施設の利用に関するガイドライン策定などの取組も進められてきました。

近時、ヘイトスピーチ解消法施行当初に特に問題とされていたヘイトスピーチを伴う街頭デモなどでの件数は減少傾向にありますが、一方で、残念ながら、インターネット空間を含め、依然としてヘイトスピーチが行われています。


今年は参議院議員選挙が予定されていますが、選挙運動・政治活動に名を借りたヘイトスピーチも問題となり得るところです。選挙運動・政治活動の自由の保障は民主主義の根幹をなすものですが、選挙運動・政治活動として行われたからといって、ヘイトスピーチが許されるものではありません。

ヘイトスピーチをなくすためには、そうした言動が許されるものではないという意識が、広く深く社会の間に浸透することが重要です。こうした認識の下、法務省の人権擁護機関では、今後も様々な人権啓発活動に取り組んでいきます。法施行6年を機に、「ヘイトスピーチ、許さない。」のポスターを霞が関にある法務省の敷地内掲示板に集中的に掲示するとともに、その様子をSNSで発信しました。

また、全国の法務局・地方法務局でも、庁舎等におけるポスターの掲示やリーフレットの設置、横断幕や懸垂幕による発信、スポーツイベント等とタイアップした取組などの様々な人権啓発活動を展開していく予定です。

私たち一人一人が「ヘイトスピーチ、許さない。」という思いを持ち、お互いの人権を尊重し合う社会を共につくっていきましょう。

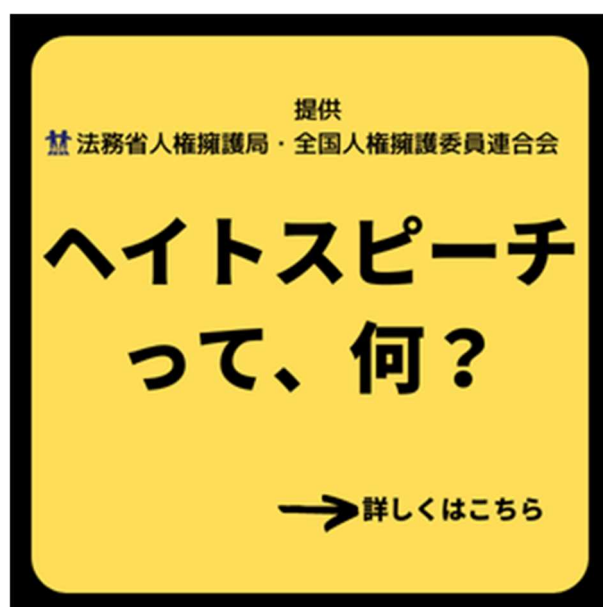


 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会



○インターネットバナー広告

2022年6月1日～10月11日（Yahoo!、Google
など）



平成 31 年 3 月 12 日

法務局人権擁護部第三課長 殿
(東京, 大阪)
法務局人権擁護部第一課長 殿
(除く, 東京, 大阪)
法務局人権擁護部第二課長 殿
地方法務局人権擁護課長 殿

法務省人権擁護局調査救済課補佐官

選挙運動, 政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について
標記について, 近時, 選挙運動, 政治活動等に藉口して不当な差別的言動等が
行われる場合があるとの指摘がされています。選挙運動, 政治活動等(以下「選
挙運動等」という。)の自由の保障は民主主義の根幹をなすものですが, 他方で,
選挙運動等として行われたからといって, 直ちにその言動の違法性が否定される
ものではありません。

については, 選挙運動等に藉口した不当な差別的言動その他の言動により人権を
侵害されたとする被害申告等があった場合には, その言動が選挙運動等として行
われていることのみをもって安易に人権侵犯性を否定することなく, 「ヘイトス
ピーチに関する人権相談に対する対応指針」(平成 27 年 6 月 10 日付け当職事
務連絡)及び「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理
について」(平成 31 年 3 月 8 日付け法務省権調第 15 号当課長依命通知)をも
踏まえ, その内容, 態様等を十分吟味して, 人権侵犯性の有無を総合的かつ適切
に判断の上, 対応されるよう願います。

なお, この種事案の人権侵犯事件としての立件, 調査及び処理に際しては, 侵
犯された人権に十分配慮した処理を目指しつつも, 他方, 選挙運動等の自由にも
十分配慮する必要があるので, その対応方については, 事前に当課と十分に協議
されるよう配意願います。

Advance unedited versionDistr.: General
3 November 2022

Original: English

Human Rights Committee**Concluding observations on the seventh periodic report of Japan***

1. The Committee considered the seventh periodic report of Japan¹ at its 3925th and 3926th meetings,² held on 13 and 14 October 2022. At its 3946th meeting, held on 28 October 2022, it adopted the present concluding observations.

A. Introduction

2. The Committee welcomes the submission of the seventh periodic report of Japan in response to the list of issues prior to reporting³ and the information presented therein. It expresses appreciation for the opportunity to renew its constructive dialogue with the State party's delegation on the measures taken during the reporting period to implement the provisions of the Covenant. The Committee thanks the State party for the oral responses provided by the delegation and for the supplementary information provided to it in writing after the dialogue.

B. Positive aspects

3. The Committee welcomes the adoption by the State party of the following legislative, policy and institutional measures:

- (a) Fifth Basic Plan for Gender Equality in 2020;
- (b) 2019 Act on the Payment of Lump-Sum Compensation to People who Underwent Eugenics Surgeries based on the Former Eugenic Protection Act;
- (c) 2018 Intensive Policy to Accelerate the Empowerment of Women;
- (d) 2018 Act on Promotion of Gender Equality in the Political Field;
- (e) 2018 Amendment of Art. 731 of the Civil Code to equalize the minimum age of marriage for men and women;
- (f) Adoption of Act No. 72 of 2017, partially amending the Penal Code pertaining to sexual offenses;
- (g) 2016 Amendment of the Criminal Procedure Code, allowing for new mandates for interrogation practices, including "mandatory video recording of interrogations in certain types of crimes";

* Adopted by the Committee at its 136th session (10 October to 4 November 2022).

¹ CCPR/C/JPN/7.

² See CCPR/C/SR3925 and CCPR/C/SR3926.

³ CCPR/C/JPN/QPR/7.

(h) 2016 Act on Proper Technical Intern Training and Protection of Technical Intern Trainees;

(i) 2015 Act on Special Provisions for the Subsidiary Work and Working Hours of Correctional Medical Officers in 2015.

C. Principal matters of concern and recommendations

Constitutional and legal framework within which the Covenant is implemented

4. The Committee notes the information provided by the State party on court cases that referred to the provisions of the Covenant, and on continuous training provided to judges and lawyers on international human rights law, including the Covenant and its interpretation through Committee's General Comments. However, it remains concerned about the lack of concrete information on efforts to provide continuous training and awareness raising among law enforcement officers, security forces, civil society actors and members of the general public about the Covenant and its applicability in domestic law. Furthermore, the Committee acknowledges the repeated commitment of the State party to seriously consider the ratification of the first Optional Protocol to the Covenant (art. 2).

5. The Committee recalls its previous recommendations⁴ and calls upon the State party to continue its efforts to provide continuous training and raise awareness among judges, prosecutors, lawyers, law enforcement officers, security forces, civil society actors and members of the general public about the Covenant and its applicability in domestic law. The State party should also give full effect to the Covenant in its domestic legal order and ensure that domestic laws are interpreted and applied in conformity with its obligations under the Covenant. Furthermore, the State party should ensure that effective remedies are available for violations of the rights protected under the Covenant. The State party should take further steps in view of acceding to the first Optional Protocol to the Covenant, which provides for the consideration of individual communications.

National human rights institution

6. While acknowledging the information provided by the State party regarding the continued discussions on the establishment of an independent national human rights institution, the Committee regrets the vague and general nature of the information provided and the lack of clear progress to establish such institution in line with the principles relating to the status of national institutions for the promotion and protection of human rights (the Paris Principles) (art. 2).

7. The Committee reiterates its previous recommendations⁵ and calls upon the State party to establish an independent national human rights institution in accordance with the principles relating to the status of national institutions for the promotion and protection of human rights (the Paris Principles), as a matter of priority, and allocate adequate financial and human resources to the institution.

Anti-discrimination legal framework

8. While noting that Article 14 of the Constitution contains a general non-discrimination clause establishing equality under the law for all individuals, the Committee remains concerned about the lack of comprehensive anti-discrimination legislation in line with the provisions of the Covenant. It regrets the lack of information from the State party regarding plans to adopt comprehensive anti-discrimination legislation (arts. 2, 20 and 26).

9. The State party should take all the measures necessary, including by adopting a comprehensive anti-discrimination law, to ensuring that its legal framework provides adequate and effective substantive and procedural protection against all forms of direct, indirect and multiple discrimination, including in the private sphere, on all the prohibited grounds under the Covenant, including colour, opinion, birth, sexual

⁴ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 6 and CCPR/C/JPN/CO/5, para. 7.

⁵ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 7 and CCPR/C/JPN/5, para. 9.

orientation, gender identity and other status, as well as access to effective and appropriate remedies for victims of discrimination.

Discrimination based on sexual orientation and gender identity

10. The Committee notes the measures taken by the State party to combat discrimination based on sexual orientation and gender identity and raise awareness on equal treatment. It is nonetheless concerned by the absence of explicit legislation prohibiting discrimination based on sexual orientation and gender identity. Furthermore, it is concerned by reports indicating that lesbian, gay, bisexual and transgender persons face discriminatory treatment, particularly in public housing, change of gender in the family register, access to legal marriage and treatment in correctional facilities (arts. 2 and 26).

11. **In line with the Committee's previous recommendations⁶, the State party should:**

(a) Intensify its awareness-raising activities to combat stereotypes and prejudice against lesbian, gay, bisexual and transgender persons;

(b) Ensure that same-sex couples can enjoy all rights enshrined in the Covenant, including access to public housing and same-sex marriage, throughout the entire State party's territory;

(c) Consider eliminating unwarranted requirements for legal recognition of gender reassignment, including deprivation of reproductive organs or reproductive ability, and unmarried status;

(d) Take the necessary steps to ensure fair treatment of lesbian, gay, bisexual, and transgender inmates in correctional facilities, including by reviewing the 2015 Guidelines for Treatment of Transgender Inmates and their implementation to ensure solitary confinement is not used as the standard treatment for transgender inmates.

Hate speech and hate crimes

12. While welcoming the measures taken by the State party to combat discrimination and hate speech, including the adoption of both the Act on the Promotion of Efforts to Eliminate Unfair Discriminatory Speech and Behaviour against Persons Originating from Outside Japan (Hate Speech Elimination Act) and the Act on the Promotion of the Elimination of Buraku Discrimination in 2016, as well as the efforts to eliminate hate speech through education and awareness-campaigns, the Committee is concerned: (a) at the continued widespread racist discourse both online and offline against minorities and foreign nationals specifically targeting Chinese, Burakumin, Ryukyus, and other minority and indigenous groups and, in particular, Koreans and Japanese nationals of Korean descent, including by organizations and political groups as well as media platforms inciting discrimination through demonstrations, street protests and political speeches, some of which have been carried out in the name of election campaigns; (b) that the State party has not taken steps to explicitly criminalize acts of hate speech, hate crime, and incitement to discrimination, and that racially discriminatory motives are only defined as grounds potentially aggravating the punishment, to be determined by a judge; and (c) that current legislation does not provide adequate remedies to victims. (arts. 2, 19, 20 and 27).

13. **Reiterating its previous recommendations⁷, the Committee urges the State party to:**

(a) Consider expanding the scope of the Hate Speech Elimination Act to cover discriminatory speech and behaviour against all persons regardless of their origin;

(b) In accordance with articles 19 and 20 of the Covenant and the Committee's general comment No. 34 (2011) on freedoms of opinion and expression, consider amending the Criminal Code to introduce a separate definition and prohibition of hate crime, and to explicitly criminalize acts of online and offline hate speech on all prohibited grounds under the Covenant, including on the grounds of sexual orientation

⁶ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 11.

⁷ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 12.

and gender identity, and encourage the reporting of hate crimes and hate speech and ensure that such crimes are identified and registered, including through the establishment of a comprehensive disaggregated data-collection system;

(c) Combat intolerance, stereotypes, prejudice and discrimination towards vulnerable groups, including ethnic and religious minorities and lesbian, gay, bisexual and transgender persons, by, inter alia, increasing training for law enforcement officials, prosecutors and the judiciary and conducting awareness-raising campaigns promoting sensitivity and respect for diversity among the general public;

(d) Strengthen the investigation capacity of law enforcement officials on hate crimes and hate speech, and ensure that all cases are systematically investigated, that perpetrators are held accountable, and that victims have access to full reparation.

Gender equality

14. The Committee welcomes the measures taken in the area of gender equality, including the amendments of articles 731 and 733 of the Civil Code, equalizing the minimum age of marriage for men and women, and reducing the period in which women are prohibited from remarrying after divorce from six months to 100 days, respectively. Furthermore, the Committee welcomes the information provided by the State party that in February 2022 an outline of a bill was proposed to abolish the waiting period for women to remarry after divorce. The Committee, however, remains concerned that provisions within the Civil Code may continue to promote inequality between men and women, inter alia, article 750 requiring married couples to have the same surname, which in practice often compels women to adopt their husband's surnames. While noting the adoption of the Act on Promotion of Gender Equality in the Political Field, promulgated and enforced in May 2018, and the Fourth Basic Plan for Gender Equality endorsed in December 2015, the Committee remains concerned that women remain underrepresented in decision-making positions at all levels of the executive and judicial branches, as well as in decision-making bodies in the private sector, and regrets the lack of information available regarding the participation of minority women, including Buraku, Ainu, and Zainichi Korean women (arts. 2, 3, 23 and 26).

15. **Recalling the previous recommendations⁸, the State party should:**

(a) Intensify its efforts to ensure effective equality between men and women in all spheres of society and life. In particular, it should take tangible steps to increase the representation of women, including minority and indigenous women, in decision-making positions at all levels of the executive and judicial branches and in the private sector;

(b) Strengthen strategies to raise public awareness with a view to combating gender stereotypes in the family and in society, including through the development and implementation of an updated Plan for Gender Equality, as well as through information and advocacy campaigns to ensure the correct interpretation of the law to avoid gender inequality in practice;

(c) Continue its efforts to combat stereotypes regarding the role of women and men in society are not used to justify violations of women's right to equality before the law, including through the amendment of articles 733 and 750 of the Civil Code.

Counter-terrorism measures

16. The Committee is concerned that the Act on Punishment of Organized Crime and Control of the Proceeds of Crime (the Anti-Conspiracy Law) sets a wide scope criminalizing 277 acts and including crimes apparently unrelated to terrorism and organized crime. The Committee is also concerned that the Anti-Conspiracy Law could unduly restrict fundamental rights enshrined in the Covenant, such as freedom of expression, right of peaceful assembly and freedom of association, and lead to violations of the right to liberty and security and the right to a fair trial (arts. 4, 9, 14, 17, 19, 21 and 22).

⁸ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 8 and 9.

17. **The State party should consider amending the Anti-Conspiracy Law to remove the criminalization of acts that are unrelated to terrorism and organized crime. It should also adopt appropriate safeguards and preventive measures to ensure the application of the Anti-Conspiracy Law does not unduly restrict any rights under the Covenant.**

Violence against women, including sexual and domestic violence

18. The Committee welcomes the amendment of the Penal Code in June 2017 on sexual crimes to include its application to the crime of forcible sexual intercourse regardless of the sex of the offender and the victim, as well as the incorporation of other forms of intercourse and the ability to prosecute sex offenses without the victims' criminal complaint. It also notes the information received regarding the protective measures in place for victims of domestic and sexual violence and that, while not explicitly mentioned in the Penal Code, marital rape is also punishable by law. The Committee is concerned, however, by reports of a lack of awareness and adequate gender-sensitive training of law enforcement leading to the abuse and revictimization of women, especially migrant victims of sexual and domestic violence, as well as by reports of minimal effort from authorities to investigate cases of violence against women, as well as to investigate cases of disappearance of women. Furthermore, it is concerned by reports of limited assistance and support available to victims. The Committee regrets the lack of disaggregated data on violence against women, and that the State party has not made progress setting the age of sexual consent above 13 years (arts. 2, 3, 6, 7 and 26).

19. **Recalling the previous recommendations⁹, the State party should intensify its efforts to prevent, combat and eradicate all forms of violence against women and girls. In particular, it should take the necessary measures to:**

(a) **Further strengthen training, education and awareness-raising programmes on combating domestic violence for law enforcement officials, the judiciary, including the public prosecution, the Immigration Services Agency, as well as other relevant State departments and the general public;**

(b) **Facilitate and encourage the filing of complaints by victims and ensure that all acts of violence against women and girls, including cases of their disappearances, are promptly, thoroughly and impartially investigated, that steps are taken during investigations to avoid the revictimization of victims, that perpetrators are prosecuted and punished and that victims receive full reparation;**

(c) **Ensure that all victims, regardless of immigration status, are provided with prompt and adequate assistance, support services and protection;**

(d) **Establish a reliable system for the collection of statistical data on violence against women, disaggregated by race or ethnic origin, in order to effectively target measures to ensure their protection;**

(e) **Raise without further delay the age of consent for sexual activities.**

Right to life, prohibition of torture and other cruel, inhuman or degrading treatment or punishment

20. The Committee regrets that the State party has not taken steps to abolish the death penalty or to limit the number of capital offences, nor has the intention to do so. The Committee remains concerned that several of the 19 capital offences do not comply with the Covenant's requirement of limiting capital punishment to the "most serious crimes", and that death row inmates continue to be kept in prolonged solitary confinement, including of up to 40 years before execution, and are subjected to intrusive 24-hour video surveillance. It also notes with concern the delegation's statements that inmates and their families are denied prior notice of the day of execution to protect their "psychological safety and peace-of-mind" and that said approach is "unavoidable". Furthermore, while noting the information provided regarding the careful revision of requests for retrial, the Committee is deeply concerned by reports of executions being carried out while requests for retrials were still pending. It is also

⁹ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 10.

concerned by the lack of a mandatory system of review in capital cases as well as of an independent mechanism to monitor the mental health of inmates on death row (arts. 2, 6, 7, 9 and 14).

21. Bearing in mind the Committee’s general comment No. 36 (2018) and recalling its previous recommendations¹⁰, the State party should:

(a) Consider abolishing the death penalty and inform the public, as necessary, about the desirability of abolition, including through appropriate awareness-raising measures to mobilize public opinion towards the abolition of the death penalty. In the meantime, the State party should, consider establishing a moratorium and, as a matter of priority, reduce the number of capital offenses and ensure the death penalty be strictly limited to the most serious crimes, in accordance with the Covenant;

(b) Ensure that the death row regime does not amount to cruel, inhuman or degrading treatment or punishment by giving reasonable advance notice of the scheduled date and time of execution to death row inmates and their families with a view to reducing the psychological suffering caused by the lack of opportunity to prepare themselves for this event, refraining from imposing prolonged solitary confinement, and using the 24-hour video surveillance on death row prisoners only when and for the period strictly needed;

(c) Establish a mandatory and effective system of review in capital cases, with requests for retrial or pardon having a suspensive effect, ensuring that the mental health of death row inmates is reviewed by an independent mechanism, and guaranteeing the strict confidentiality of all meetings between death row inmates and their lawyers concerning requests for retrial;

(d) Consider acceding to the Second Optional Protocol to the Covenant, aiming at the abolition of the death penalty.

22. While welcoming the affirmation of the State party that support will be provided to all internally displaced persons due to the Fukushima nuclear disaster, regardless of the distinction as “voluntary” or “mandatory” evacuees, the Committee remains concerned that the high threshold of exposure level set by the State party in Fukushima and the decision to cancel some of the evacuation areas give people no choice but to return to highly contaminated areas. It is also concerned by the termination of the free housing support for evacuees living outside of the evacuation zone, as well as the lack of information regarding measures put in place to ensure that, in practice, all internally displaced persons have access to the necessary support, whether or not they decide to return to their land. Furthermore, the Committee is concerned by reports of high numbers of children in Fukushima diagnosed with, or believed to have, thyroid cancer since the disaster (arts. 6, 12 and 19).

23. Reiterating its previous recommendation¹¹, the State party should:

(a) Protect the life of all people affected by the nuclear disaster in Fukushima and lift the designation of contaminated locations as evacuation areas only where the radiation level does not place the residents at risk;

(b) Continue to monitor the levels of radiation and disclose that information to the people affected in a timely manner;

(c) Ensure that all internally displaced persons, regardless of the distinction as “voluntary” or “mandatory” evacuees or whether or not they decide to return to their land, have access to all of the necessary financial, housing, medical and other support, including by reactivating the free housing for evacuees living outside of the evacuation zone;

(d) Continue to evaluate the impact of the nuclear disaster on the health of persons exposed to radiation, including the possible correlation with the high

¹⁰ CCPR/C/JPN/CO/5, para. 16-17 and CCPR/C/JPN/CO/6, para. 13.

¹¹ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 24.

prevalence of cancer in children, and consider providing free, periodic, and comprehensive health checks for all persons exposed to radiation, including children.

Liberty and security of person and treatment of persons deprived of their liberty

24. The Committee takes note of the information provided by the State party regarding the strict procedures to determine involuntary hospitalization, as well as the review of all hospitalized persons with mental disabilities by the independent Psychiatric Review Board which can issue orders to improve treatment of individuals, including discharge. Nevertheless, the Committee is concerned by reports of an increasing number of hospitalizations in psychiatric institutions. While recognizing the efforts of the State party to address the abuse of persons with disabilities, it is also concerned that the Act on the Prevention of Abuse of Persons with Disabilities and Support for Caregivers does not extend to abuse taking place in medical institutions (arts. 7, 9 and 10).

25. Recalling the Committee's previous recommendations¹², the State party should:

(a) Continue its efforts to provide community-based or alternative services for persons with mental disabilities;

(b) Ensure that forced hospitalization is imposed only as a last resort, for the minimum period required, and only when necessary and proportionate for the purpose of protecting the person in question from harm or preventing injury to others;

(c) Ensure safeguards, including legal and all other necessary assistance, to protect the right to free and informed consent of all persons with disabilities;

(d) Intensify efforts to monitor, prevent and eradicate all forms of abuse against persons with disabilities in mental health institutions, both public and private, including by considering expanding the scope of the Act on the Prevention of Abuse of Persons with Disabilities and Support for Caregivers to include medical institutions;

(e) Guarantee the effective investigation and sanctioning of abuses across all relevant medical service providers and institutions, and provide full reparation to victims and their families.

26. While noting the information provided by the State party regarding the detention system, the Committee remains concerned about the lack of an entitlement to bail or a right to State-appointed counsel from the outset of deprivation of liberty, and that the State party has expressed that the implementation of a pre-indictment bail system is unnecessary. It is also concerned by reports that individuals are held in pretrial detention for periods exceeding those prescribed in domestic law, with a high acceptance rate of requests for extension and re-extension of detention, and that there continues to be, in practice, a lack of strict regulations regarding the conduct of interrogations as well as a limited scope of mandatory video recording for interrogations. Furthermore, the Committee remains concerned by the conditions of detention, especially the use of prolonged solitary confinement and the lack of access to adequate medical services for detainees, as well as denial of procedural guarantees such as access to counsel and contact with family, and denial of the right to vote (arts. 7, 9, 10, 14 and 25).

27. Recalling the previous recommendations¹³, the State party should adopt the measures necessary to guarantee that anyone arrested or detained enjoys, in practice, from the outset of the deprivation of liberty all fundamental legal safeguards enshrined in articles 9 and 14 of the Covenant and that the detention is in full conformity with the United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners (the Nelson Mandela Rules), including with regard to access to counsel, the right to contact family and the provision of medical attention when needed. It should also ensure that:

(a) Interrogations are entirely video-recorded, including prior to a formal arrest, and due consideration is given to apply audio-visual recording of interrogations in all criminal cases;

¹² CCPR/C/JPN/CO/6, para. 17.

¹³ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 18.

(b) Prescribed periods of pretrial detention are respected to prevent excessive periods of detention;

(c) Non-custodial alternatives to detention, such as bail, are duly considered during pre-indictment detention;

(d) It reviews the total length of permissible solitary confinement for remand detainees, even if it is used as a measure of last resort, as well as regularly evaluate the effects of solitary confinement in order to further reduce it and to develop alternative measures where necessary;

(e) A complaint review mechanism, independent of the prefectural public safety commissions with the authority to promptly, impartially and effectively investigate allegations of torture and ill-treatment during interrogation, is available;

(f) In light of the Committee's general comment No. 25 (1996) on participation in public affairs and the right to vote, it considers reviewing its legislation denying convicted prisoners the right to vote.

Elimination of slavery, servitude and trafficking in persons

28. The Committee notes the information provided by the State party regarding its efforts towards addressing the human rights violations against the "comfort women". It regrets, however, that the State party has not made progress regarding the previous recommendations of the Committee and continues to deny its obligation, in accordance with the Covenant, to address the continuing violations of the victims' human rights. It also regrets the lack of criminal investigation and prosecution of perpetrators, and the lack of effective remedies and full reparation to all victims of past human rights violations (arts. 2, 7 and 8).

29. **The Committee reiterates its previous recommendations¹⁴ and urges the State party to take immediate and effective legislative and administrative measures to ensure:**

(a) **That all allegations of human rights violations perpetrated by the Japanese military during wartime against the "comfort women" are effectively, independently and impartially investigated, that all available evidence is disclosed, and that perpetrators are prosecuted and, if found guilty, punished;**

(b) **Access to justice and full reparation to all victims and their families, including victims from other countries;**

(c) **Education about the issue, including adequate references in textbooks, and strong condemnation of any attempts to defame victims or to deny the events.**

30. While noting the information provided by the State party and welcoming its efforts to combat trafficking in persons, the Committee is concerned about the lack of penalties proportionate to the seriousness of the acts committed, with many convictions ending with suspended sentences or the imposition of insignificant fines. In regard to the Technical Intern Training Programme, the Committee welcomes the information regarding the increase in the number of on-site inspections as a preventative measure against possible labour trafficking and other labour violations, however, it remains concerned about reports of the persistence of forced labour under the Technical Intern Training Programme (arts. 2, 7 and 8).

31. **Recalling its previous recommendations¹⁵, the State party should continue its efforts to:**

(a) **Enhance victim identification procedures, particularly with regard to victims of forced labour, including within the Technical Intern Training Programme, and provide specialized training to all law enforcement officers, including labour inspectors;**

(b) **Establish an independent complaint mechanism and effectively investigate, prosecute perpetrators and, when convicted, impose penalties that are commensurate with the seriousness of the acts committed, all forms of trafficking in**

¹⁴ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 14.

¹⁵ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 15 and 16.

persons, including cases of labour trafficking and other labour violations, including within the Technical Intern Training Programme.

Treatment of aliens, including refugees and asylum seekers

32. The Committee notes the responses of the State party in regard to the treatment of aliens, including refugees and asylum seekers, and welcomes the information on the development of an improvement plan on treatment in detention facilities, as well as the revision of the deportation procedure establishing the scheduled date of deportation to be at least two months after the delivery of notification on the decision. The Committee notes with interest that the State party is considering proposing an amendment bill to the Immigration Control and Refugee Recognition Act, stipulating alternatives to detention as well as the introduction of a system for recognizing eligibility for complementary protection. Furthermore, the Committee welcomes that the State party is willing to consider measures to avoid long-term detention. It remains concerned, however, at the alarming reports of suffering due to poor health conditions in immigration detention facilities, including resulting in the death of 3 detainees between 2017 and 2021, as well as of the precarious situations of the “Karihomensha”, individuals who have lost their resident status or visas and are out on “provisional release”, without options to work or obtain revenue. The Committee is also concerned by reports of the low rate of refugee recognition (arts. 7, 9, 10 and 13)

33. **Taking into consideration the previous recommendations¹⁶, the State party should:**

(a) Promptly adopt comprehensive asylum legislation, in line with international standards;

(b) Take all appropriate measures to guarantee that immigrants are not subject to ill-treatment, including through the development of an improvement plan, in line with international standards, on treatment in detention facilities, including access to adequate medical assistance;

(c) Provide the necessary support to immigrants under “provisional release” and consider establishing opportunities for them to engage in income-generating activities;

(d) Ensure that the principle of non-refoulement is respected in practice and that all persons applying for international protection are given access to an independent judicial appeal mechanism with suspensive effect against negative decisions;

(e) Provide alternatives to administrative detention and take steps to introduce a maximum period of immigration detention, and take measures to ensure that detention is resorted to for the shortest appropriate period and only if the existing alternatives to administrative detention have been duly considered, and that immigrants are able to effectively bring proceedings before a court that will decide on the lawfulness of their detention;

(f) Guarantee adequate training of migration of border guard officials and immigration personnel to ensure full respect of the rights of asylum seekers under the Covenant and other applicable international standards.

Right to privacy

34. The Committee welcomes the information provided by the State party with reference to its efforts to provide compensation to those individuals whose personal information was leaked from the Tokyo Metropolitan police department, and notes the information provided relating to the six Digital Reform-Related Laws and the role of the Personal Information Protection Commission. It is concerned, however, about the wide-reaching powers of surveillance and the lack of sufficient safeguards against arbitrary interference with the right to privacy in the form of surveillance, interception activities and access to personal data, including a lack of independent judicial oversight (art. 17).

¹⁶ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 19.

35. **The State party should bring its regulations governing data retention and access, surveillance and interception activities into conformity with the Covenant, in particular its article 17, and ensure strict adherence to the principles of legality, proportionality and necessity. It should ensure that any interference with the right to privacy requires prior authorization from a court and is subject to effective and independent oversight mechanisms and that affected persons are notified of the surveillance and interception activities to which they are being subjected, where possible, and have access to effective remedies in cases of abuse. The State party should also ensure that all reports of abuse are thoroughly investigated and that such investigations, where warranted, lead to appropriate sanctions.**

Freedom of thought, conscience and religion and freedom of expression

36. The Committee reiterates its previous concern regarding the vague and open-ended concept of “public welfare” which could lead to restrictions on the rights to freedom of thought, conscience and religion or freedom of expression, as well as of the broad definition of the matters that can be classified as secret and general preconditions for classification within the Act on the Protection of Specially Designated Secrets. While it notes the information provided by the State party that no broadcasting licenses have been suspended to date, the Committee is concerned that the high criminal penalties set out in the Act on the Protection of Specially Designated Secrets, along with the sweeping powers granted to the government within the Broadcasting Act and the Radio Act to suspend operations of broadcasters, are generating a chilling effect on the activities of journalists and human rights defenders and leading to self-censorship (arts. 18 and 19).

37. **Recalling its previous recommendations¹⁷, the Committee calls on the State party to take all necessary measures to:**

(a) **Clearly define the concept of “public welfare” so as to ensure that any restrictions on freedom of thought, conscience or religion, or freedom of expression by reason of “public welfare” are in line with those permitted within the Covenant;**

(b) **Ensure that the Act on the Protection of Specially Designated Secrets and its application conform to the strict requirements of article 19 of the Covenant, inter alia by guaranteeing that the categories of information that could be classified are narrowly defined and any restriction on the right to seek, receive and impart information complies with the principles of legality, proportionality and necessity to prevent a specific and identifiable threat to national security, and that no individual is punished for disseminating information of legitimate public interest that does not harm national security;**

(c) **Promote plurality of opinions in the media and ensure that the media and media workers can operate free from undue State interference;**

(d) **Take all measures necessary to ensure the independence of the broadcasting and licensing authority;**

(e) **Ensure the effective protection of independent journalists and media workers against any form of intimidation and refrain from using civil and criminal provisions, including the provisions on extremism, as well as other regulations, as a tool to suppress critical reporting on matters of public interest.**

38. The Committee notes with concern the reports of restrictions of freedom of thought and conscience in the State party. It is concerned that as a result of passive, non-disruptive acts of non-compliance of teachers to stand and face the flag and sing the national anthem at school ceremonies, some have received punishment of up to six months suspension of duties. Furthermore, the Committee is concerned of the alleged application of force to compel students to stand during ceremonies (art. 18).

39. **The State party should guarantee the effective exercise of freedom of thought and conscience and refrain from any action that may restrict it beyond the narrowly**

¹⁷ CCPR/C/JPN/CO/6, para. 23.

construed restrictions permitted under article 18 of the Covenant. It should bring its legislation and practices into conformity with article 18 of the Covenant.

Right of peaceful assembly

40. While noting the information provided by the State party, the Committee remains concerned about information it has received from stakeholders indicating concerns of unjustifiable and disproportionate restrictions against protests and demonstrations by law enforcement, including excessive use of force and recording of protesters, imposed particularly on protests against the Diet and in Okinawa, and the arrests of protesters and journalists (arts. 19 and 21).

41. In accordance with article 21 of the Covenant and in the light of the Committee's general comment No. 37 (2020) on the right of peaceful assembly, the State party should:

(a) Ensure that all allegations of excessive use of force and arbitrary arrests and detentions by law enforcement officials during peaceful assemblies are investigated promptly, thoroughly and impartially, that those responsible are prosecuted and, if found guilty, punished and that the victims obtain full reparation;

(b) Provide law enforcement officials with appropriate training on the use of force, on the basis of the Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials and the United Nations Human Rights Guidance on Less-Lethal Weapons in Law Enforcement;

(c) Ensure the protection of peaceful demonstrators, human rights defenders and journalists covering peaceful demonstrations from threats, intimidation, harassment and attacks by private actors.

Rights of minorities

42. While noting the 2019 Ainu Policy Promotion Act, the Committee remains concerned regarding reports of discrimination and denial of the rights of Ainu as an indigenous group, the lack of recognition of the Ryukyu indigenous community and their rights, and denial of rights of Okinawan communities to engage in free, prior and informed participation in policies that affect them, the rights to their traditional land and natural resources, and the rights to educate their children in their own language. Furthermore, the Committee is concerned about reports of the discriminatory operation of policies, allegedly resulting in the exclusion of some Korean residents, who have been living in Japan since colonial times, and their descendants, and who should be recognized as a national or ethnic minority, from social security schemes and the exercise of political rights (arts. 26 and 27).

43. The State party should take further steps to fully guarantee the rights of Ainu and Ryukyu and other Okinawa communities to their traditional land and natural resources, ensuring respect for their right to engage in free, prior and informed participation in any policies that affect them and facilitating, to the extent possible, education for their children in their own language. It should also remove the barriers preventing Korean residents, who have been living in Japan since colonial times and their descendants, from accessing, inter alia, support programs and the pension scheme available to them, and consider amending the relevant legislation to allow resident Koreans and their descendants the right to vote in local elections.

Rights of the child

44. The Committee notes the explanation of the State party regarding the use of the terminology defining children born out of wedlock as "illegitimate" on certain official forms and welcomes the affirmation of the delegation that the State party is willing to consider the removal of such terminology, ensuring equal rights of all children. The Committee, while noting the information provided by the State party regarding the amendment and revisions of the Child Welfare Act, is concerned by reports of children being removed from their family without a court order and clear evidence of parental abuse, being placed in temporary custody at the Child Guidance Centers, often for prolonged periods, and that parents are unable to

present their case themselves during the appeal proceedings, in which a judge considers whether a writ of temporary care is needed to be issued. Furthermore, while acknowledging the responses provided by the State party on the matter, the Committee is concerned by reports received regarding frequent cases of “Parental Child Abduction”, domestic and international, and a lack of adequate responses by the State party (arts. 17, 23 and 24).

45. **The State party should:**

(a) **Ensure that its legislation and practices are in full compliance with article 24 of the Covenant and adopt protective measures aimed at removing all discrimination and stigma against all children;**

(b) **Amend the legislation to establish clear criteria for removal of a child from the family and introduce a mandatory judicial review for all cases to determine whether that is warranted, ensuring that children are separated from their parents as a measure of last resort only, when it is necessary for their protection and in their best interests, after hearing the child and the parents;**

(c) **Introduce the necessary measures to adequately respond to cases of “Parental Child Abductions” and ensure that decisions on custody of the child, whether domestic or international cases, take into account the best interests of the child and are fully implemented in practice.**

D. Dissemination and follow-up.

46. **The State party should widely disseminate the Covenant, its seventh periodic report and the present concluding observations with a view to raising awareness of the rights enshrined in the Covenant among the judicial, legislative and administrative authorities, civil society and non-governmental organizations operating in the country, and the general public. The State party should ensure that the periodic report and the present concluding observations are translated into the official language of the State party.**

47. **In accordance with rule 75, paragraph 1, of the Committee’s rules of procedure, the State party is requested to provide, by 4 November 2025, information on the implementation of the recommendations made by the Committee in paragraphs 7 (National human rights institution), 33 (Treatment of aliens, including refugees and asylum seekers) and 45 (Rights of the child) above.**

48. **In line with the Committee’s predictable review cycle, the State party will receive in 2028 the Committee’s list of issues prior to the submission of the report and will be expected to submit within one year its replies, which will constitute its eighth periodic report. The Committee also requests the State party, in preparing the report, to broadly consult civil society and non-governmental organizations operating in the country. In accordance with General Assembly resolution 68/268, the word limit for the report is 21,200 words. The next constructive dialogue with the State party will take place in 2030 in Geneva.**

令和4年度ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

省庁名:警察庁公安課

議題2 その他のヘイトスピーチに係る取組

警察庁では、平成28年に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を踏まえ、引き続き、右派系市民グループの活動における違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進している。

インターネット上のヘイトスピーチに係る総務省の取組 (第6回ヘイトスピーチ対策専門部会)

令和4年12月

総務省 総合通信基盤局

「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」の概要

1

- 社会問題となっているインターネット上の誹謗中傷に対応するため、総務省において、2020年9月に「政策パッケージ」を公表。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「インターネットトラブル事例集(2020年版)追補版」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【2020年9月公表・周知済】
- ②「e-ネットキャラバン」の講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加【2020年9月実施済】
- ③「#NoHeartNoSNS 特設サイト」(主催:総務省・法務省 人権擁護局・(一社)SMAJ・(一社)SIA)の拡充等により、社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化【継続的に実施中】

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上

- ①実務者検討会を開催し、法務省人権擁護機関からの削除依頼に対する事業者の円滑な対応を促進【定期的に開催中】
- ②事業者及び事業者団体との意見交換を通じ、誹謗中傷対策の実施や有効性の検討を働きかけ【継続的に実施中】
- ③自主的な取組の報告等により、事業者による透明性・アカウンタビリティ確保を促進し、取組の状況把握や評価方法の検討を実施【PF研等の場を通じ継続的に実施】
- ④国際的な制度枠組みや対応状況を注視し、国際的な対話を深化【継続的に実施中】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①電話番号を開示対象に追加する省令改正の実施を踏まえ、弁護士会照会に応じて電話番号に紐づく氏名・住所を回答可能である旨をガイドラインで明確化【2020年11月実施済】
- ②新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のため、の方策について、法改正を実施【2021年4月成立、2022年10月施行】
- ③開示対象となるログイン時情報を明確化するため、法改正を実施【2021年4月成立、2022年10月施行】
- ④要件該当性の判断に資する民間相談機関の設置やガイドラインの充実に関する民間の取組を支援【2021年4月ガイドライン公表】

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ①違法・有害情報相談センターについて、相談員の増員等による体制強化を図るとともに、相談件数・内容の分析を実施【2021年度から実施中】
- ②相談内容に応じて相談機関間で紹介を行うなど、他の相談機関との連携対応を充実【継続的に実施中】
- ③複数の相談窓口の特徴やメリットを記載した案内図の作成など、ユーザにとって分かりやすい相談窓口の案内を実施【2020年12月公表済】

インターネット上の人権侵害に関する書き込みへの円滑な対応を可能とするため、平成30年10月より、法務省とともに、大手海外事業者や業界団体等の通信関連事業者との意見交換の場となる実務者検討会を継続的に開催。

通信関連事業者との意見交換

- 令和2年9月の「政策パッケージ」公表後、インターネット上の誹謗中傷への円滑な対応を図ることを目的として、実務者検討会を合計7回開催（第10回会合まで開催）。

【参加者】

- グループ合同会社、ツイッター ジャパン株式会社、ByteDance株式会社※、※ ByteDance株式会社は第5回会合から参加
- フェイスブック ジャパン株式会社、ヤフー株式会社、LINE株式会社、
- (一社) 日本インターネットプロバイダー協会、(一社) 電気通信事業者協会、(一社) テレコムサービス協会、
- (一社) 日本ケーブールテレビ連盟、違法・有害情報相談センター、総務省、法務省

5/1 日時・議題

- 第4回 令和2年9月15日
 - インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージについて
- 令和元年におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について
- 第5回 令和2年11月20日
 - インターネット上の人権侵害情報に対する法務省の人権擁護機関による削除依頼の現状と課題について
- 第6回 令和3年2月17日
 - インターネット上の誹謗中傷に対する削除に向けた取組の促進について
- 違法・有害情報相談センターにおける相談件数及び法務省人権擁護機関からの削除要請件数に関する状況分析について
- 第7回 令和3年8月27日
 - 違法・有害情報相談センターの相談実績、法務省人権擁護機関による削除要請の実績、誹謗中傷ホットラインの運用実績について、トラステッドフラッグの取組について
- 第8回 令和4年1月20日
 - 「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会 中間取りまとめ」について
- 第9回 令和4年2月15日
 - 違法・有害情報相談センターにおける相談件数及び法務省人権擁護機関からの削除要請件数に関する状況分析について
- 第10回 令和4年7月15日
 - 「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会 取りまとめ」について、
 - 「プラットフォームサービスに関する研究会 第二次とりまとめ(案)」について

違法有害情報対策全般に関する今後の取組の方向性（第二次とりまとめ）

0. 前提となる実態の継続的な把握

- ・違法有害情報対策の前提として、プラットフォーム事業者は、自社サービス上の違法・有害情報の流通に関する実態把握とリスク評価を行うことが必要
- ・総務省も、相談機関等における相談件数や被害経験に関するユーザー調査等を通じた継続的なマクロ的な実態把握が必要。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ・実態把握や分析結果に基づき、産学官民が連携し、引き続きICTリテラシー向上施策が効果的となるよう、青少年に加え大人も含め幅広い対象に対してICTリテラシー向上のための取組を実施していくことが必要。普及啓発の実施にあたっては、目標の設定と効果分析の実施が重要。
- ・総務省や各ステークホルダーによるICTリテラシー向上の取組状況を把握し、ベストプラクティスの共有や更なる効果的な啓発を行うことが必要

2. プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウンタビリティの向上

＜プラットフォーム事業者の自主的取組の支援＞

- ・プラットフォーム事業者が自らのサービス上での違法・有害情報の流通状況について実態把握とリスク分析・評価を行うことが必要
- ・トラステッドフラッグの仕組みの導入・推進にむけて検討を行うことが望ましい。法務省の人権擁護機関からの削除要請に關し、削除に關する違法性の判断基準・判断方法や個別の事業者における削除実績等について関係者間で共有し、円滑な削除対応を促進することが必要
- ・プラットフォーム事業者は、一定の短期間の間に大量の誹謗中傷が集まった場合へのアーキテクチャ上の工夫について、既存の機能や取組の検証や新たな対応の検討を行うことが望ましい

＜プラットフォーム事業者による取組の透明性・アカウンタビリティの向上と枠組みの必要性＞

- ・プラットフォーム事業者は、投稿の削除等に関して透明性・アカウンタビリティの確保を国際的な議論も踏まえて果たすことが必要。前回ヒアリング状況から一部進展が見られるものの、一部項目において、依然、透明性・アカウンタビリティの確保が十分とは言えない状況であった。

3. 発信者情報開示に関する取組

- ・2022年10月の法施行に向け、関係事業者及び総務省の間で新制度の具体的な運用に関する協議を進めることが必要
- ・プラットフォーム事業者・行政側の双方で、発信者情報開示に関する申請や開示件数等について集計・公開することが求められる

4. 相談対応の充実に向けた連携と体制整備

- ・違法有害情報相談センターにおいて、相談機関間の連携と窓口の周知の強化とともに、引き続き着実な相談対応を実施することが必要

- ・我が国におけるプラットフォーム事業者による投稿削除等に係る体制確保や運用状況等の透明性・アカウンタビリティ確保に向けて、総務省は、行動規範の策定及び遵守の求めや法的枠組みの導入等の行政からの一定の関与について、速やかに具体化することが必要。

- ・具体化にあたっては、①リスクベースアプローチ、②リスク分析・評価と結果公表、③適切な対応の実施と効果の公表、④継続的モニタリング、⑤データ提供、といったといった大枠としての共同規制的枠組みの構築を前提に検討を進めることが適当。対応状況の分析・評価を継続的に行うことが必要。

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害により円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

1. 新たな裁判手続の創設

現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

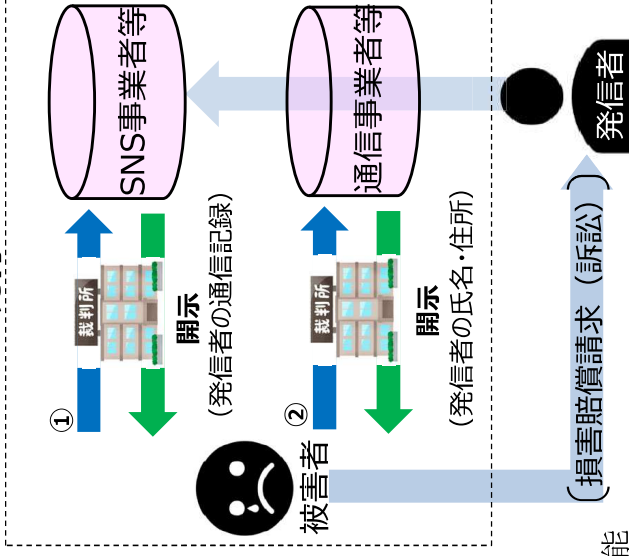
※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

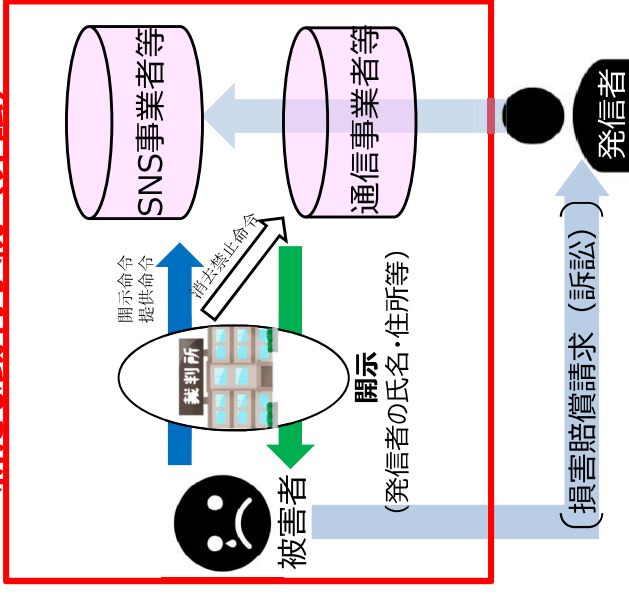
- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

現行



新たな裁判手続 (非訟)



2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

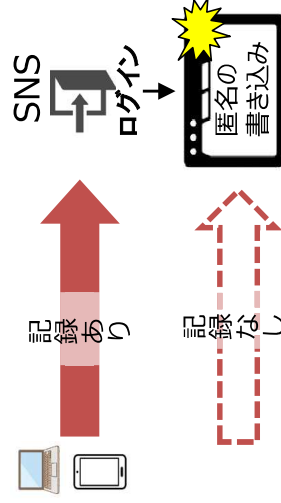
SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。

〈ログイン型サービスのイメージ〉

ID/パスワードを入力し、アカウントにログインした上で投稿などを行うサービス



3. その他

【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。
- ※新たな裁判手続及び現行手続（訴訟手続及び任意開示）の場合

（公布日：令和3年4月28日）

- インターネット上に流通した情報による被害に係る一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての確かなアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を設置・運営。
- 2021年度より、「違法・有害情報相談機関連絡会」を新設し、相談機関間の円滑な連携による相談者への最適な解決策の提供等を目的に、相談機関間での連携強化を図っている。



違法・有害情報相談機関連絡会の新設

- 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に関する被害者救済を図るため、他の相談機関との連携強化を実施。
- 2021年度(令和3年度)から、違法・有害情報相談機関連絡会を新設。2021年11月に第1回会合を開催、2022年3月に第2回会合、同年7月に第3回会合を開催。今後、年2回程度の開催を予定している。

<参加機関>



(事務局)



インターネット
ホットラインセンター



セーフアア
インターネット協会



東京都



全国消費生活
相談員協会

<オブザーバー>

- ・ 警察庁
- ・ 個人情報保護委員会事務局
- ・ 総務省
- ・ 法務省
- ・ 国民生活センター

等

**PRESS RELEASE**

United Nations

SG/SM/21328**17 JUNE 2022****Recommit to Preventing Hate Speech, Promoting Respect for Diversity, Says Secretary-General, Marking International Day**

Following is UN Secretary-General António Guterres' message for the International Day for Countering Hate Speech, observed on 18 June:

Hate speech incites violence, undermines diversity and social cohesion, and threatens the common values and principles that bind us together.

It promotes racism, xenophobia and misogyny; it dehumanizes individuals and communities; and it has a serious impact on our efforts to promote peace and security, human rights and sustainable development.

Words can be weaponized and cause physical harm. The escalation from hate speech to violence has played a significant role in the most horrific and tragic crimes of the modern age, from the antisemitism driving the Holocaust, to the 1994 genocide against the Tutsi in Rwanda.

The Internet and social media have turbocharged hate speech, enabling it to spread like wildfire across borders. The spread of hate speech against minorities during the COVID-19 pandemic provides further evidence that many societies are highly vulnerable to the stigma, discrimination and conspiracies it promotes.

In response to this growing threat, three years ago, I launched the United Nations Strategy and Plan of Action on Hate Speech. This provides a framework for our support to Member States to counter this scourge while respecting freedom of expression and opinion, in collaboration with civil society, the media, technology companies and social media platforms.

Last year, the General Assembly came together to pass a resolution calling for intercultural and interreligious dialogue to counter hate speech — and proclaimed the International Day we mark today for the first time.

Hate speech is a danger to everyone and fighting it is a job for everyone. This first International Day to Counter Hate Speech is a call to action. Let us recommit to doing everything in our power to prevent and end hate speech by promoting respect for diversity and inclusivity.

PUBLIC INFORMATION**OFFICIAL OBSERVANCES****!** For information media. Not an official record.

「ヘイトスピーチの防止と多様性の尊重の促進に努める」と事務総長、国際デーを記念して発言

アントニオ・グテーレス国連事務総長は、6月18日の「ヘイトスピーチに対抗するための国際デー」に向けて、次のようなメッセージを発表しました。

ヘイトスピーチは暴力を誘発し、多様性と社会的結束を弱め、私たちを結びつける共通の価値と原則を脅かします。

ヘイトスピーチは、人種差別、外国人排斥、女性差別を助長し、個人やコミュニティの人間性を失わせ、平和と安全、人権、持続可能な開発を促進する我々の努力に深刻な影響を与えるものです。

言葉は武器となり、物理的な危害をもたらすことがあります。ヘイトスピーチから暴力へとエスカレートすることは、ホロコーストを引き起こした反ユダヤ主義から1994年のルワンダでのツチ族に対する大量虐殺まで、現代における最も恐ろしい、悲劇的な犯罪に重要な役割を担ってきました。

インターネットやソーシャルメディアは、ヘイトスピーチを加速させ、国境を越えて野火のように広めることを可能にしました。COVID-19の流行時にマイノリティに対するヘイトスピーチが広がったことは、多くの社会がヘイトスピーチが促進するスティグマ、差別、陰謀に対して非常に脆弱であることを示すさらなる証拠となります。

この増大する脅威に対応するため、私は3年前、「ヘイトスピーチに関する国連戦略・行動計画」を立ち上げました。これは、市民社会、メディア、テクノロジー企業、ソーシャルメディア・プラットフォームと協力し、表現と意見の自由を尊重しながら、この惨劇に対抗するための加盟国への支援の枠組みを提供するものです。

昨年、総会は、ヘイトスピーチに対抗するための文化間・宗教間対話を求める決議を採択し、今日、私たちが迎える国際デーを初めて宣言しました。

ヘイトスピーチは誰にとっても危険であり、それと闘うことは誰にとっても必要な仕事です。この最初の「ヘイトスピーチ対策のための国際デー」は、行動を呼びかけるものです。多様性の尊重と包括性を促進することにより、ヘイトスピーチを防止し、終わらせるために全力を尽くすことを決意しよう。

**Statement of the LGBTI Core Group
on the Commemoration of the First International Day on Countering Hate Speech**

Your Excellency,

Thank you for organizing this commemoration of the first International Day to counter Hate Speech. I have the honor to deliver this statement on behalf of the following Member States of the LGBTI Core Group Albania, Australia, Belgium, Bolivia, Cabo Verde, Canada, Chile, Colombia, Costa Rica, Croatia, Denmark, Ecuador, El Salvador, France, Germany, Honduras, Iceland, Ireland, Israel, Italy, Japan, Luxembourg, Malta, Montenegro, Mexico, Nepal, New Zealand, North Macedonia, Norway, Peru, South Africa, Spain, Sweden, the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, the United States of America, Uruguay, the European Union, as well as the Office of the UN High Commissioner for Human Rights, and the non-governmental organizations Human Rights Watch and OutRight Action International. The group is co-chaired by Argentina and The Netherlands.

Addressing hate speech and preventing hate crimes must remain an urgent priority for the international community. The last few years show a continuous proliferation of hate speech triggered by misinformation and disinformation. We have seen its disastrous impacts on society, including exacerbated violence, exclusion, discrimination, and deepening inequalities.

On this important day, the plight of LGBTI persons should receive particular attention. We know that they are often exposed to additional stigma, multiple and intersecting forms of discrimination and violence, which is amplified based on their sexual orientation, gender identity and expression, and sex characteristics. Studies show the devastating effects of online and offline hate speech when it comes to LGBTI persons.

Hate speech can take the form of images and hashtags that are widely spread on social media to attack and harass LGBTI persons. Moreover, the use of the Internet as an education tool has

exacerbated LGBTBI children's exposure to the risk of cyberbullying, hate speech, discrimination and violence. Hate speech causes tremendous psychological harm to LGBTBI persons, and oftentimes, also physical harm. Let us put it simply: hate speech can lead to hate crimes. It is thus crucial to combat hate speech at its core. In this vein, we welcome the Secretary General's UN Strategy and Plan of Action on Hate Speech, and we ask that its implementation takes into account the diverse needs and perspectives of LGBTBI persons.

During the 74th session of the UN General Assembly, the LGBTBI core group organized a High-level discussion aimed to address how different stakeholders can contribute to ending hate speech against LGBTBI persons. During the event, the High Commissioner for Human Rights, Michelle Bachelet, stated that homophobic and transphobic speech is on the rise globally and has been used by public officials for political gain. The High Commissioner urged everyone to stand up against hate, and to break the silence surrounding the suffering faced by LGBTBI persons.

Besides action on the individual level, we should also take action against hate speech at the international and national level, for example:

- We need to continue to stress the importance of freedom of speech and freedom of expression, free from fear and stigma. In this regard, as highlighted by the High Commissioner, we must work to fully define what constitutes hate speech in order to draw a clear line between freedom of expression and when that expression crosses over to hate speech, which should be prohibited.
- We must continue to support the full implementation and realization of the Secretary-General's Action Plan against Hate speech, by addressing online and offline hate speech, including bullying and cyberbullying against LGBTBI persons.
- The international community and UN system should step up its efforts to address the root causes of violence and atrocity crimes and promote values of tolerance and inclusion of LGBTBI

persons. As identified by Alice Nderitu, Secretary-General's Special Advisor on the Prevention of Genocide, hate speech is a potential precursor to violence.

- We must tackle the root causes of discrimination, stigma and prejudice by putting in place positive measures – including in the fields of media regulation, education, social security, health services, access to goods and services, migration, crime, sport and culture.
- The mental health consequences of hate speech, and its prospective long-term effects on the individual's ability to realize their own potential, cannot be underestimated. LGBTI youth are more likely to attempt suicide compared to heterosexual youth, with social media at times amplifying hate and dragging youth into isolation, depression and suicidal thoughts. Member States should put in place adequate policies and funding to ensure support for LGBTI victims of all forms of gender-based violence, hate speech and hate crimes.

Finally, we need a multi-stakeholder approach to address this issue. Actions taken to address hate speech need to involve all relevant actors: the UN system, Member States, the private sector, including social media and technology companies, and civil society. We must also ensure that any of such responses are in full respect of the right to freedom of opinion and expression and to seek, receive and impart information, including appropriate venues to report hate speech and misconduct while protecting the privacy and integrity of those affected by it.

I thank you.

LGBTI コア・グループの声明 第1回ヘイトスピーチへの対処国際デー記念

閣下。

第1回ヘイトスピーチへの対抗国際デー記念式を企画していただき、ありがとうございます。私は、以下の LGBTI コア・グループ加盟国を代表して、この声明を発表する栄誉を得ました。 アルバニア、オーストラリア、ベルギー、ボリビア、カボベルデ、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、デンマーク、エクアドル、エルサルバドル、フランス、ドイツ、ホンジュラス、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルク、マルタ、モンテネグロ、メキシコ、ネパール、日本、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ペルー、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、欧州連合、国連人権高等弁務官事務所、非政府組織ヒューマンライツウォッチとアウトライトアクションインターナショナルが参加しています。アルゼンチンとオランダが共同議長を務めています。

ヘイトスピーチへの対処とヘイトクライムの防止は、国際社会にとって緊急の優先事項であり続けなければなりません。ここ数年、誤報や偽情報に端を発したヘイトスピーチが継続的に拡散していることが明らかになっています。私たちは、暴力の悪化、排除、差別、不平等の深化など、社会に対するその悲惨な影響を目の当たりにしてきました。

この重要な日に、LGBTI の人々の苦境は特に注目されるべきです。私たちは、彼らが生かれば、性的指向、性自認と性表現、性的特徴に基づいて増幅された、さらなるスティグマ、複数の交差する形態の差別や暴力にさらされていることを知っています。LGBTI の人々に関しては、オンラインおよびオフラインのヘイトスピーチが壊滅的な影響を及ぼすことが研究によって示されています。

ヘイトスピーチは、LGBTI の人々を攻撃し、嫌がらせをするために、ソーシャルメディア上で広く拡散される画像やハッシュタグの形をとることがあります。さらに、教育ツールとしてインターネットを利用することで、LGBTI の子どもたちがネットいじめ、ヘイトスピーチ、差別、暴力のリスクにさらされることが悪化しています。ヘイトスピーチは、LGBTI の人々に多大な心理的被害を与え、しばしば身体的被害ももたらします。簡単に言うと、ヘイトスピーチはヘイトクライムにつながる可能性があるのです。したがって、ヘイトスピーチとその根幹から闘うことが極めて重要です。この観点から、私たちは事務総長の「ヘイトスピーチに関する国連戦略および行動計画」を歓迎し、その実施が LGBTI 当事者の多様なニーズと観点を考慮するよう要請します。

第 74 回国連総会において、LGBTI コアグループは、LGBTI の人々に対するヘイトスピーチを終わらせるために、様々なステークホルダーがどのように貢献できるかを議論することを目的としたハイレベル・ディスカッションを開催しました。このイベントの中で、ミCHEル・バチレレ人権高等弁務官は、同性愛嫌悪やトランスフォビックな言動が世界的に増加傾向にあり、公務員が政治的利益を得るために利用していると述べました。高等弁務官は、憎しみに対して立ち上がり、LGBTI の人々が直面している苦しみを取り巻く沈黙を破るよう、すべての人に呼びかけました。

個人レベルでの行動以外にも、例えば以下のように国際的、国内的なレベルでヘイトスピーチに対する行動を起こすべきです。

- 私たちは、恐怖やスティグマから解放された言論の自由と表現の自由の重要性を強調し続ける必要があります。この点に関して、高等弁務官が強調したように、我々は、表現の自由と、その表現が禁止されるべきヘイトスピーチと交差する場合との間に明確な線を引くために、何がヘイトスピーチを構成するのかを完全に定義するよう努めなければなりません。
- 私たちは、LGBTI 当事者に対するいじめやネットいじめを含むオンラインおよびオフラインのヘイトスピーチに取り組むことにより、事務総長の「ヘイトスピーチに対する行動計画」の完全実施と実現を引き続き支援しなければなりません。
- 国際社会と国連システムは、暴力と残虐犯罪の根本原因に対処し、LGBTI の人々に対する寛容と包摂の価値を促進するための努力を強化する必要があります。ジェノサイド防止に関する事務総長特別顧問のアリス・ンデリトゥが指摘するように、ヘイトスピーチは暴力の潜在的な前兆である。

- 私たちは、メディア規制、教育、社会保障、保健サービス、商品・サービスへのアクセス、移住、犯罪、スポーツ、文化などの分野で積極的な対策を講じ、差別、スティグマ、偏見の根本原因に取り組まなければならないのです。
- ヘイトスピーチがもたらす精神衛生上の影響、および個人の潜在能力を実現する能力への長期的な影響の可能性は、過小評価することはできない。LGBTI の若者は異性愛者の若者と比較して自殺を試みる可能性が高く、ソーシャルメディアは時として憎しみを増幅させ、若者を孤立、うつ病、自殺願望に引きずり込むことがあります。加盟国は、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムのLGBTI 被害者への支援を確保するために、適切な政策と資金を整備する必要があります。

最後に、この問題に対処するためには、マルチステークホルダーアプローチが必要です。ヘイトスピーチに対処するための行動には、国連システム、加盟国、ソーシャルメディアやテクノロジー企業を含む民間セクター、そして市民社会といったすべての関連アクターが関与する必要があります。また、こうした対応はいずれも、ヘイトスピーチの影響を受ける人々のプライバシーと誠実さを保護しつつ、ヘイトスピーチや不正行為を報告する適切な場を含め、意見と表現の自由、情報を求め、受け取り、伝える権利を完全に尊重するものでなければなりません。

ありがとうございました。

ヘイトスピーチ解消に向けた文部科学省の取組

各種会議や研修の場等における教育や行政説明等による周知

- 学校における人権教育
- 「人権教育担当指導主事連絡協議会」の開催
- 「人権教育推進研修」の実施
- 社会教育主事等の養成講習等での行政説明

リニューアルしたポスターの周知

- ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」の
都道府県・指定都市教育委員会へ通知

人権教育の推進

- 「学校における外国人の人権尊重に関する実践事例」
の文科省ウェブサイトへ公表
- 「人権教育研究推進事業」の実施及び成果概要の
文科省ウェブサイトへの公表

